

## 芦田川本流域の村々

服部, 英雄  
文化庁文化財保護記念物課

<https://hdl.handle.net/2324/1520910>

---

出版情報 : 国立歴史民俗博物館研究報告. 28, pp.135-175, 1990-03. 国立歴史民俗博物館  
バージョン :  
権利関係 :

# 芦田川本流域の村々

服部 英雄

はじめに

一、伊尾村の地名と名

(1) 伊尾村の検地帳地名

(2) 井原八幡宮の御当名について

二、芦田川流域の灌漑用水と水利慣行

(1) 伊尾村の灌漑用水

(2) 伊尾村の水利慣行

(3) 西上原村等における水利慣行

(4) 大田方における水利慣行

まとめ

はじめに

一、伊尾村の地名と名

三年間及ぶ太田荘調査において、私が多く足を運んだのは芦田川(大田川)本流域である伊尾村から本郷にかけての地域と、赤屋等であった。そこで調査結果を報告するにあたり、まず伊尾村について、検地帳や当名帳を素材に、聞取調査により復原し得た近世の地

名と村落景観について報告したい。次に芦田川本流域における伊尾村から本郷にかけての灌漑水利と水利慣行について記述することとしたい。

本調査での直接の調査対象となったのは、近代・近世の太田荘域の各村々ということになるが、近世の村の姿の復原を通じて、そこからさらに遡及して、中世の荘園村落のあり方を考えていくこととしたい。

一、伊尾村の地名と名みよ

(1) 伊尾村の検地帳地名

太田荘桑原方伊尾村は、中世には

「伊尾村給田十二町

「当村者、前下司兼隆屋敷」(嘉禎元年十月廿五日関東御教書)  
 といわれ、伊尾村の下津屋は

「彼下津屋者、自往古地頭氏寺候、其内光延者、地頭名者候、而  
 新儀被押立政所之候、可有直御沙汰候」(年欠七月十一日三善  
 康連書状)

とあり、さらに乾元二年新田所当年貢注文では、桑原方除田五丁八  
 反余について

「伊尾郷分地頭押領」

と記されており、かなり地頭方勢力の強い地域であったと推測でき  
 る。この伊尾村については広島大学文学部所蔵・寛延四年(一七  
 五一)未三月、世羅郡伊尾村見地御本帳(土屋貫治氏寄贈、なお本  
 書の複写入手に際しては岸田裕之氏の御協力を得た)があり、これ  
 によって近世の耕地状況がある程度までわかるはずである。そこで  
 まず検地帳に記された近世地名を聞き取りによって、現地比定する  
 作業を行なってみた。その結果を地図1に図示し、表1-A、Bに  
 整理してみた。

表1-A 検地帳地名の位置が比定できるもの

地域	小字	屋号・通称	地名
中組、 下組	永幸 桑原		永幸(やしき)、国宗、にいや(一前)、大前 よしみ、実藤、小山田、よしかね、せう田(正田谷)、 丸山、ひかし、久代、久保、大久保、小山、重とめ かじや、ふし原、(かき原)
	鳥沖 大通		なべつち、淵の上 近森(盛)、向土居、天のふ(天王)、中とひ(中土居 カ)、鴨田、大本廻り、原田、五反田(一丁下)、せん 光、折坂、広政、まるた、みしか通り(「みつがと おり」カ)、(橋詰)、淵の上
上組	水久保 草田		水久保、かふ(う)しや そう田、もつかう、城田、大明神、せうじ(一畑)、 にのき、上寺
	大原		大原、大ほの、一町田(耆丁カ)、ばんの木(同所 落)、よしか迫、よしみつ、中の堂
	実明		実めう、助迫、すけの谷(助迫カ)、向ひ田、まへ、 こふけ、かり山、栗の木
	片田		片田、こふも、杉ヶ平、妙音寺、大鼻、上谷、下谷、 大ほの、ソネ(一畑)、こうご岩、小谷、わる田、みこ石
山田	山根 懸田		山根、荒神風呂、成安、出口、山の神、高すすき かけ田、どうけた
	二河原		板や、今びらき、石原
	瀬戸		房地、段ノ林、(石風呂)、(小谷)
	梅谷		梅谷
	松尾		松尾、長迫、ゆつりは迫(「イズレハシ」カ)、塚の前、 にいや

一、伊尾村の地名と名

高村	竜王山 宮ヶ崎 砂入 長清 室谷	山ノ口 権現山 風ノ花 寺田	下津屋 寺田 風ノ花 権現山 山ノ口	才原 塚元 神田 的場 砂原	本地 才原 塚元 神田 的場 砂原	甲斐村 田谷 四郎丸沖 寺谷 清信	大峠 山田 四反穂野 山ノ神 清光
妙見 たお、中間 砂入、森清、みじか通り 永清、なから田(流田)、末光、にがき坪 むろや(一川原)、北熊、沖(一分)、平(一田の脇)、ふもと	山田のぶ尻同所清光、のぶ、のぶ尻 山ノ神、(まさすえ) 四反ほのおく 山田、びしゃもん、たぬきが迫、笹原、どうどう (とんどん)、柿の本(垣の元)、柿原、柿ノ木垣戸(柿ノ木原田カ)、こうげ(高下尻) 東善坊(松崎側)、たたみ岩、大島	寺田、東寛坊(東寛)、修理めん、大黒、森光、※谷 (下津屋の講組) 風ノ鼻、本道坊、大坊、ほ大坊、不大坊(後大坊カ)、 普門坊(フゴン坊カ)、はま 本谷、山ノ神 寺田	才原、とち木(一細男)、井手の上(井手) 二井や、より頭 神田、安楽坊、ホリ、助とも、大まへ、大原、天神まへ まとは、竹の下(尻)、しんがひ、正伝(庵) 砂原、下すみ、袋尻、かね清、溝下	才原、とち木(一細男)、井手の上(井手) 二井や、より頭 神田、安楽坊、ホリ、助とも、大まへ、大原、天神まへ まとは、竹の下(尻)、しんがひ、正伝(庵) 砂原、下すみ、袋尻、かね清、溝下	才原、とち木(一細男)、井手の上(井手) 二井や、より頭 神田、安楽坊、ホリ、助とも、大まへ、大原、天神まへ まとは、竹の下(尻)、しんがひ、正伝(庵) 砂原、下すみ、袋尻、かね清、溝下	たや 四郎丸、国さね、森分(森カ)、おかふ(尾郷)、田ふち 高屋 正田(正畑)、古屋(↓道の下)、(中ま)	清光 山ノ神、(まさすえ) 四反ほのおく 山田、びしゃもん、たぬきが迫、笹原、どうどう (とんどん)、柿の本(垣の元)、柿原、柿ノ木垣戸(柿ノ木原田カ)、こうげ(高下尻) 東善坊(松崎側)、たたみ岩、大島

コ	ケ	ク	キ	カ	オ	ウエ	イ	ア	表1-B 検地帳地名の現地比定ができていないもの	伊 外尾	高田 高滑田 山口	よりす 宮沖 幸合岩 城カ、宮ノ前 かうこ岩、△よりすへ、薬師まへ
(荒神風呂)△※山田の荒神風呂とは別、(小谷)、	けし田	国末、国成、栗本、くし田、くろ田、蔵の尾	きつね田、京めん、北迫(清光、甲斐村カ)、岸の下	柿か坪、川はた、(川原)、門田、かうの門(内)、かり又、かき田	おこせ、折口、大くろ、小田、尾道田、おち田	牛房尻、えん満坊、上谷、(えけ谷)	石橋、石田、井手ノ本、一反半田、石風呂(字瀬戸、かなんど う辺カ)、家迫、一はい田、いせまち、池のもと、池尻、石ヶ 坪、伊尾尻、(石原)(同所山口、本地安楽坊辺カ)、井手料(山 田カ)、石のかき(山田)、石くろ	有宗、あはの本	小谷(日向)、小草(久代)、上原道ノ下	吉光、かふもと(こうもと)、かと(一割方)、高木、 道めん(堂免)、よりかね、五輪町(五輪田カ)、ご でんち、ならの木、光清、貞宗、大乗郡、瀬戸門、 末国、頭五う田(藤五郎淵辺カ)、二反田	ほっ京、井原△よりすへ、おくひ、城の上(尾首 城カ)、宮ノ前	

マ	横ヶ坪、政ひろ、横ノ下、(まへた)、松わか田
へくホ	(堀、ヤシキ同所安井)、細た、細男(同所とち木ノ※とち木は現存)、ほうす田
ヒ	(ひなた)、ひやり、ひくにせふ、ひらき(平木はた、同所平林)、びわ垣内、一ツ休(山田カ)
ハ	(橋詰)、花ノ木、はた田、半ふけ
ヌノ	野はた、則成、のふとし
ニ	二通り田、西ヶ追、西原、西落
ナ	なかくろ、中西、中坪、中や、(なから田)、(苗代)
ト	徳ほうし、とし光、どう安田、とうでん
テ	寺の下、寺の前
チ	ちやつ光坊、中道坊
タ	(竹の下)、竹徳、谷尻、唯しけ(川原水通し)、為久、大条坊
ソ	ソラ田
セ	セどのどい
ス	砂堀、末森、すへとき、すへさね、末のふ、炭谷(山田カ)、炭かま(一向)
シ	(神田)、下垣内、(しり免)、重とも(同所上森分)、成道坊、(下谷)、清水(本地カ)、しひとが追(山田カ)、次郎丸
サ	三郎丸、さやのもと、さけかど、オのたお(高村カ)、さじぎ

ミ	(溝下)、水通し、三通り田、水口、みつ町、みこ免ん、宮ヶ崎、明道垣内、光森、みなみ
ム	むつ町、宗実
メクモ	もとすへ、森分、森広(同所信とし同所ふるの下)
ヤ	やけや垣内、やしき町、安井、弥太郎田、(山の神)、山そへ、休(一との)、弥富荒神町
ユ	行森、ユ田
ヨ	横山、吉広、横枕
ラウロ	龍蔵
ワ	渡、渡瀬

検地帳記載地名三二四ほどのうち、小字地名として残存するものは二九、小字内の小地名(通称地名)及び姓(苗字)、屋号として残存するものは一五九、計判明するものは一八八、今の段階で現地比定作業ができていないものは一三五程となった。判明率は五八パーセントである。山田谷、片田谷等十分な調査ができなかったところがあり、今後の追求調査によって、さらにかかなりの部分が復原可能になると思われる。この検地帳には乱丁はないと思われるが、そのことを前提とすると、検地帳記載の順序は

庄屋(土屋氏)宅辺→中組(近森)、高田→上組(実明、片田、大原)→下組(桑原、永幸)及び一部高田→高村→

一、伊尾村の地名と名

甲斐村→下津屋→甲斐村、本地→山田→本地  
となつてゐるようである。

従つて現地比定が困難な地名についても、この検地順序と照合することによつて、およその位置の見当をつけることができよう。また同一地名が何カ所にもあつたとした場合の異同についても判定することができよう。

例えば清光という地名は現在山田における小字名にあり、清光姓の家もある。本検地帳でも「山田のぶ尻、同所清光」とあるから、信<sup>のぶ</sup>氏宅の対岸にあるこの山田谷・清光をさしていることはまちがいない。ところがこの清光と同一とは考えにくい、もう一つの清光が検地帳中にある。即ちその清光は検地帳記載では国実、四郎丸とならんで登場し、所有者も数筆が浄鏡寺となつてゐる。従つてこの清光は山田谷ではなく国実、四郎丸、浄鏡寺の所在する甲斐村にあつたと考えた方がよさそうである。現在の甲斐村地内に清光地名は残つてゐないようであるが、後述する当名帳に、天保七年(一八三六)下方・清光名の御当を「カイクラ<sup>(甲斐村)</sup> 上オゴウ 平兵衛」が勤めており、上述の推定を傍証しよう。このように考えるならば、近世の伊尾には清光が山田と甲斐村の二カ所にあり、前者のみが今日まで伝存したことにならう。

検地帳地名の中には各村に普通にあるような地名も多く含まれて

いる。例えば検地帳に「かうこ岩」という地名がみえるが、今日の伊尾地区にはよりすえ、片田、奥山田の三カ所にこうこ岩地名が存在する。聞取調査によつて収集し得た地名と検地帳記載地名とが一致するからといつても、それを短絡的に結びつけることなく、検地帳の記載順序等をも考慮しつゝ、現地比定していくことが必要であらう。

さて以上のことをふまへつゝ、本検地帳にみえる地名のうち、注目したい地名について二、三指摘しておきたい。まず市場であるが、市場は正田(甲斐村杉原宅屋号)、清光、もり分(森は甲斐村の苗字)、寺の前、寺田、上おがふ(甲斐村の屋号に尾郷)などと並んで登場し、一筆については森ぶん市場ともある。また全六筆のうち二筆の所有者が甲斐村の浄鏡寺となつてもいる。現地名としては確認できてゐないが、甲斐村近辺に市場地名があつたものである。検地帳記載順序からすれば周辺には「渡り」「渡瀬」という地名もあつたようである。矢多田川ないし声田川の渡河地点に市場が形成されたものであろうか。この地は河川交通を利用しての物資の集積が容易だったと推測されるので、水陸交通のなめだつたことが考えられる。このことに関連して、検地帳地名に「尾道田」があり、下津屋周辺と推測されることにも注目しておきたい。

次にボウジという地名が山田谷(下山田)にあり、別に近くではあるがボウジという屋号が山田川と芦田川の合流点近くにある。検

地帳では房地(房し)が、段の林、長迫、塚の前等と並んで登場しており、前者のボウジに相当しよう。上下町矢野の防地は太田荘域の勝示に由来するものとして、前回の「太田荘の石造遺物」(本報告9集)添付地図ではそこに荘境があったとして線引きされている。伊尾のボウジは位置からして荘境に由来するものではあるまいが、桑原と山田の境界の近くになっており、荘内小村の勝示に由来する可能性もある。

次に地頭、下司の館関係の地名についてであるが、明確なものはいれ出できなかった。土居関係の地名は庄屋の家の屋号土居があり、周辺には上土居、中土居、重土居、向土居、瀬戸門等の姓、屋号、地名があり、検地帳には瀬戸土居もある。芦田川の断崖を背にする土居の地は確かに要害の地であるが、その起源が中世にまで遡及し得るのかは判断できない。

現存するショウジ(庄司カ)地名は草田のほか小谷にあるが、直接中世の荘司に結びつくとは安易にはいえない。

次に寺社関係地名であるが、現存するものに近森の天王、高田の大將軍(現姓大成権、検地帳では大乘郡)、また下津屋十二坊関係のものに大坊、後大坊(不大坊)、東寛坊、本道坊、フゴン坊(フクゴン坊とも、検地帳の普門坊か)、ほかに本地に安楽坊が現存する。また検地帳からは下津屋辺に成道坊、大条坊、寂光坊、中道

坊、東善坊、えん満坊のあったことがわかる。下津屋に現存する「しりめん」は十二坊寺院の修理免であろう。但し検地帳記載順序からすると、光清、貞宗、ごでんじ、大乘郡と並んで登場する修理免もあって、もう一カ所高田辺にも修理免があったように思われる。また検地帳のみこ免は後述井原八幡御田植行事にみえる「巫田」と同じと思われる。ほかに京免(経免)もあった。また奥山田から松崎にこえたところには東善坊があった。

これら以外に重要な地名に名関係の地名があるが、これについては以下の御当関係の史料と併せて検討することにした。

註

(1) 『豊後国田染荘の調査』(付図)によれば田染荘の市場地名も桂川の渡河点、ワタリに近接していた。元徳二年、小鹿島文書にみえる肥前国長嶋荘の高橋市場在家は六角川・高橋川・武雄川の合流点にあって渡河点に近接していた。

※ 聞取に際し御協力いただいた方は毗沙強蔵氏(奥山田)、藤本幾雄氏(中山田)、大畑若美氏、幸茂林一氏(片田谷)、前貞治氏(実明)、沖田友太郎氏(大原)、原田貢氏(明治三九年生)、中土井久吉氏(明治二九年生)、原田筆よ氏(以上近森)、池田昌一氏(明治三七年生、本地)、矢敷福一氏、中田静男氏(以上高村)、宮本俊夫氏(寄末)、大成権音一氏(明治三四年生、高田)、門藤幹夫氏(甲斐村)、吉岡猪久馬氏(桑原)の各位である。その他後述する水利関係での聞取と重複する方々については書簡等で御教示いただいた方を除き、列記することを割愛させていただいた。

一、伊尾村の地名と名

(2) 井原八幡宮の御当名について

現在伊尾村では名(みょう)ということばは殆ど聞かれないが、<sup>(1)</sup>

井原八幡社の記録中には名にふれたものもあるので引用してみた。<sup>(1)</sup>

(I) 伊尾井原八幡宮御田植行事

慶長五子年五月十人組ヨリ一人宛出テ田頭ト一シヨニ<sup>(緒)</sup>宮方肝煎

名主方ニ行キ、名主桑原方市右衛門、尾首方頭左衛門ノサシズ<sup>(指図)</sup>

デ苗ヲ巫田ニ<sup>(2)</sup>運ビ、宮役アタマツドイテ田植ヲスル、モチ米ト

タダ米二色ヲ拵エル、田植ハ<sup>(半夏)</sup>ハンゲ二十日前ニスル、苗ハ宮名

主ガ作ル、稲刈ト<sup>(重複カ)</sup>ウスヒキハ宮役ト宮名主ガスル、此米デ

立秋ノ日ニ酒ヲ造リ込ム、九月十七日ニ餅六十束ヲ造リ十九日

八幡宮大祭ニ供エル、餅一束ハ少シ長クモミ、三ツ重ネテ中央

ヲワラ三本デククル、之ヲ<sup>(これ)</sup>祭後六十名ノ氏子ヘクバル、酒ハ桶

デ供エ(ドブ酒ノママ)、祭後氏子ガ頂ク

一延宝六年五月、太鼓ノ花田植デ牛ヲ沢山使役シ供養、名主ハ皆

ニナカラホメラレタ、田植カラ大祭迄ノ年中ノ色々ナ行事ヲ担

当シテ世話ヲスル役ヲ八幡宮御当名ト唱エ、名内ノ主十人が出

役スル

一井原八幡宮氏子伊尾・小谷・松崎ニ六十名(名々五戸乃至十戸

アリ)アリ、之ヲ年ニ二名宛(桑原方上伊尾ノコト、下方下伊尾、小谷、松崎ノコト)、桑原方ヨリ一名、下方ヨリ一名ノ田頭ガ出役スル

(II) 一(以下文化一四年から弘化三年までの当名記録) ↓別表

参照

(III) 九月十九

此宮御当親名ノ覚

嘉永三戊 貞金名

ふし原廉蔵

同五子 正末名

東し嘉兵衛

末定名

丸山分高村相模

実藤名

実藤弥三郎

行森名

森久

元末名

<sup>(元カ)</sup>広末栄蔵

国宗名

国宗龍蔵

次郎丸名

中嶋和平次

有延名

千光見せ林助

定清名

片田周蔵



表3 文化一四(一八一七)年から弘化三(一八四六)年の当名  
桑原方

文化一四(一八一七)	御当(親)名	出役者	備		検地書順	考
			現地比定	備		
文化一四(一八一七)	定宗名	桑原万元右衛門	貞宗ハ高田			
文化一四(一八一八)	木香名	伊之助組猶蔵	木香ハ草田			
文化一四(一八一八)	末時名	シンヤ茂兵衛			末時ハ大乗郡(高田)辺カ※一	
文化一四(一八一七)	近森名	中土い茂四郎				
文化一四(一八一七)	末政名	向土い小市郎				
文化一四(一八一七)	末森名	かどや良平				
文化一四(一八一七)	政友名	折坂万七				
文化一四(一八一七)	広政名	広政惣吉				
文化一四(一八一七)	まさ末名	原ノ広吉				
文化一四(一八一七)	大原名	大原今ハ次郎三郎支配栄次郎				
文化一四(一八一七)	もつこう名	伊之助				
文化一四(一八一七)	しげとぶ名	上□孫十郎				
文化一四(一八一七)	成末名	同所今ハ惣五郎同人				
文化一四(一八一七)	光清名	城田吉右衛門				
文化一四(一八一七)	実明名	実明忠右衛門				
文化一四(一八一七)	吉広名	大畑庄八				

下方

「弘化四丁未御当ハ高田橋田屋利助此御当之義先年ハ□□当り之所、寄合ニ而此度大イン御□□但し十月十九日ニ御シメ上濟(以下略)」

「弘化二乙巳当り」

吉光名 土い三郎右衛門  
定宗名 高田橋本元右衛門  
すへとき名 多助「トハ」  
弘化三丙午当り 新シ屋  
今ハ万兵衛是也」

「嘉永二丙百兵衛」

国成名 国成庄蔵

末国比兵衛

山根名 ネギヤ勝蔵

一、伊尾村の地名と名

三辰	貞金名	伏原為八						
四巳	有宗名	ハラ文平	有宗(天王)(近森)、 国宗(桑原)周辺、カ ラ(原田)(桑原)カ	成安名	高村ヒラ井原	成安ハ山田、ヒ ラハ高村	※成安ハ五反田(近 森)近辺ニモアルカ	
五午	マサ末名	東政兵衛	マサ末ハ山田、 東ハ桑原	末重名	出口新吉	出口ハ山田		
六未	光清名	高田吉右衛門	光清ハ高田	山田名	板ヤ紋兵衛	板ヤハ山田		
七申	シゲトウ名	上寺嘉四郎	上寺ハ草田	寄末名	尾首	寄末、尾首トモ 宮沖		
八酉	大原名	大原久米八	大原、小字ハ上 組、屋号ハ本地	末宗名	高村桑次郎		唯シゲハ永清、川原 (高村カ)周辺	
九戌	行森名	森久惣兵衛	森久ハ桑原	次郎丸名	カイクムラ七郎次 松崎			
一〇亥	末森名	カドヤ	カドヤハ高田	寄藤名	本地惣五郎	寄藤ハ本地		
一一子	末国名	吉田氏兵衛	末国ハ高田	金清名	八左衛門	金清ハ本地		
一二丑	広政名	広政惣吉	広政ハ近森	ノブトシ名	小谷十名		ノブトシハ砂入・永 清(高村)、森広辺カ	
一三寅	国宗名	国宗藤治郎	国宗ハ桑原	吉末名	カイクムラ高屋	安森ハ小谷		
二卯	実藤名	実藤弥三郎	実藤ハ桑原	安森名	古屋源次郎	古屋ハ甲斐村、 実政ハ小谷		
三辰	治郎丸名	中島与太郎	中島ハ近森	次郎丸ハ天王、大本 周辺カ	本地嘉兵衛			
四巳	実明名	前幸兵衛	前ハ実明	光末名	小谷コウヤ茂兵 衛			
五午	末政名	向トイ小一郎	向トイハ近森	末政ハ近森辺カ	為久名	為久所有者ハ浄鏡寺		
六未	山称名	称宜谷勝蔵	山根、小字ハ山 田、称宜谷ハ高	山根ハ広政(近森)辺 カ	与右衛門			
七申	吉広名	大畑ケ庄八	大畑ハ片田、奥 山田	吉広ハ井原、ヨリス エ辺カ	清光名	オゴウハ甲斐村	清光ハ甲斐村カ	
八酉	石田名	折坂戸七	折坂ハ近森	末シゲ名	本地カジャ			
九戌	有延名	出店十五郎		国実名	国実為蔵	国実ハ甲斐村		
一〇亥	吉光名	ドイ三郎右衛門	ドイハ近森 吉光ハ高田	四郎丸名	四郎丸兵治郎	四郎丸ハ甲斐村		

一子 貞清名	片田孫右衛門				
一二丑 元末名	元末栄蔵				
一三寅 末定名	丸山				
一四卯 成末名	城田吉右衛門				
弘化 元辰 近森名	中ドイ茂四郎		城田ハ草田		
二巳 国森名	高田大工谷庄蔵		中ドイハ近森		
三年 粟元名	シヤ茂兵衛		大工谷ハ高田		
			粟もとハ寄カネ周辺		
				次郎丸名	
				石丸名	
				小谷	松崎
				末光名	高村庄三郎
				光森名	本地寄藤
				森広名	高村兵三郎
				実政名	小谷
				森末名	甲斐村古谷
			石丸ハ小谷・大通		
			末光ハ高村		
			寄藤ハ本地		
			森広ハ高村カ		
			光森ハ下すみ(本地)周辺		
			森広ハ森清、平(高村)周辺		

桑原方三〇名  
※1 史料(Ⅲ)では高田橋本

検地帳にみえた名(地名)の多くが、井原八幡の御当(頭)を担当する単位としての名(当名)でもあることが確認できた。但し例外もあり、検地帳の三郎丸、重とめ(重富)、よりかね、則成、すへさね等は御当名にはみえない。

(頭) 当名が従事する内容は田植行事記録に詳しいので省略し、ここでは名の位置と当名従事者の関係をみよう。まず広政名を広政惣吉が担当したように名名と屋号等が一致するものは七例、近森名を中ドイ茂四郎が、森清名を高村新七が担当したように、名地名の周辺のものが出役した事例は二四例で計三一例、一方両者が地域的に離れていると思われるのはマサ末名、吉広名、成安名、ノブトシ名の四例であり、前者の名と出役者が同一地域である場合は比較検討が可能な三五例中の九割近くを占めていたことになった。

下方三〇名

一方年次を異にすると考えられる史料(Ⅳ)をみてみると、天保一三年に丸山が出役した末定名は、嘉永五年頃には「丸山分」として高村の相模なる人物が出役しており、他にも有延名を「出店」に代わり「千光見せ」が、実明名を「前」に代わり「実明」が、まさ末を「東」に代わり「原」が出役しているように、何名かの交代がみられる。

従って御当名(親名)と出役者の関係は次のようにいえよう。各五戸から一〇戸で構成される名の単位があり、そのうち当名を出役する家はほぼ固定されていたが、何らかの事情で出役が困難な場合は、多少距離があっても別の家のもの(血縁関係か)が交代して出役した。

さてこうした名の歴史的な起源そのものは、荘内の上原村のよう

一、伊尾村の地名と名

な他地域の事例からしても中世に遡り得るものであり、それが近世の頭名に継承されたものであろうが、永万二年（一一六六）立券文に伊尾村内の名として登場する是貞、依忠、依宗、末恒、末弘、貞行、時国の各名に一致するものは検出することができなかった。また伊尾村の場合、建保六年（一一二八）の公文供給米徴符は残存していない。ここでは伊尾村の近世の名と、中世史料から判明する太田荘全域における中世の名との比較を行なってみよう。

太田荘域内の各村の史料にみえる中世の名と、これに一致する名前の伊尾村の近世の名は別表のように案外多い。勿論仮名を構成する嘉字がそれ程多くはなかったことを考えれば、他村の名と伊尾村の名が同じであることも偶然の一致であり、相互の関連性はないということになるだろう。しかし一方では中世の福富名（庄官名）は上原郷福富、伊尾郷福富、赤屋郷福富、青近郷内福富名、そして「郷々福富」と表現されてもいる（嘉暦四年六波羅下知状、貞和四年和与状）。こうした各郷にまたがる名の分布が唯一福富名のみのも特殊性ではないとすれば、貞宗以下の名もまた伊尾と他郷にまたがっていた名で、横断性をもっていたともいうことができるだろう。

なお弘安一〇年（一一八七）の注進状（年貢注文）に登場する「伊尾郷中原新田」については、早大による『太田荘調査』が小谷字中原としている。今次の調査でも新しい見解を提出することはできない

かった。

表4 伊尾の近世の名と太田荘の中世の名

伊尾 御頭名帳	永万二年 立券文	建保六年徴符	そ の 他
定宗 国宗	貞宗(字賀) 国宗(寺町)	貞宗(元徳二) 貞宗(寛永一五) 黒淵村 黒淵村	
治郎丸 次郎丸 貞清	二郎丸(大田方) 貞清(字賀)	貞清(応安三) 小童保	
近森 石丸 安森	近守(字賀村) 石丸(上原) 安守(上原)		
四郎丸 末延 国末 成末	末延(上原村) 国末(大田方) 成末(〃)		
三郎丸 吉広	三郎丸(上原)	吉弘(康正二) 小童保 依遠(康正二) 小童保	
よりとお			

註

(1) 赤屋の場合、大歳神社の「みょうでん」というような形で、現在も名ということばを使う。藤井恒氏（とこし）によれば、みょうでんとは門徒ではないが門徒みたいなもので、皆で祭っている「わ」のうちをいう。大

歳組には清水や峠神も入っており、これを「わ」のうちというとのことである。

(2) 大夫の林幸三氏によれば、ミコ田は高村の沖氏宅の下方にあり、小作人が耕作していたが、その米を神社に出したとのことである。

(3) 田植神事は明治初年にはすたれ、現在は行なわれていない(林幸三氏、吉岡猪久馬氏より)。なお田植神事の原本の所在は未確認である。本稿では吉岡猪久馬氏や門藤幹夫氏が筆写されたものによった。

△付記▽

本節では検地帳地名の復原を目的としたが、この地名の中には現在人権問題上の配慮から使用されなくなった地名も含まれている。しかし本稿では一部地名の削除はせず、あえて判明した全ての地名の復原・公表を行なうこととした。本調査が近世の太田荘の姿を通じて、中世太田荘の復原を行なうことを目的としている以上、いわれなき差別に苦しんできた民衆の歴史の解明を避けて通ることはできない。検地帳の分析や御当帳にみる井原八幡社祭祀への参加の仕方等の分析はそうした視角からの史的究明に必ず寄与するところがあるはずである。しかしこうした太田荘域における被差別大衆の歴史を本稿で全面的に分析するには、得られた史料は余りに断片的なものであった。今後究明すべききわめて重要な課題としたい。

二、芦田川流域の灌漑用水と水利慣行

太田荘中心地域を貫流する芦田川には近代には多くの井堰が設けられていた。それらの井堰の起源について直接語ってくれる文献はなく、用水の歴史については未詳というほかないが、各井堰におけ

る水利慣行、特に旱魃時における水利慣行は、水を媒介とする近世村落共同体の特質をあますところなく伝えてくれるように思われるし、それらを通じて各用水開鑿の歴史的背景をさぐることもできるように思われる。

芦田川流域における水利については、古く大正五年、農商務省が全国を対象として行なった『農業水利慣行調査』<sup>(1)</sup>に、太田荘域該当地域についても一〇例程(伊尾村七例、本郷三例)が報告されている。これらの諸事例の中には今日ではその追跡復原が困難なものもあり、いずれも興味深く貴重な記述といえるが、中には記述が簡単にすぎた報告書のみでは実態を把握しがたいものもある。

以下この先行調査に導かれつつ調査を進めた結果を報告するが、最初に伊尾村における主要灌漑水系を略述しておこう。

(1) 伊尾村の灌漑用水

藤高氏(屋号堂免)所蔵国郡志指出帳(吉岡猪久馬氏筆写本によった)によれば文政年間の伊尾村の堰、池、溝は左の通りである。

堰拾三ヶ所

内

尾郷川	才原井手	長拾八間
同川	野土井手	同拾八間

二、芦田川流域の灌漑用水と水利慣行

同川	二井屋井手	同拾九間	西原	同	壹畝六歩	縦九間 横四間
多屋川	井原井手	同貳拾六間半		右同断		
同川	高田井手	同貳拾五間	片田	同	貳拾七歩	縦九間 横三間
同川	寄末井手	同拾壹間		右同断		
山田川	仁河原井手	同六間	古屋	同	貳拾壹歩	縦五間 横四間 貳歩
同川	出口井手	同八間半		右同断		
同川	板屋井手	同拾間	一溝拾三ヶ所			
片田川	杉の平井手	同四間	内			
物つ幸川	古屋井手	長三間	才原溝	長六丁拾四間		
同川	丸田井手	長五間	野土溝	長拾壹丁三拾四間		
同川	新イヤ井手	同四間半	二井(屋)溝	長拾七丁四拾五間		
一溜池七ヶ所			井原溝	長拾五丁四拾貳間		
内			高田溝	長八丁拾二間		
寺谷	水留 <sup>(池)</sup> 三畝十八歩	縦拾二間 横九間	寄末溝	長拾貳丁貳拾壹間		
	貞享三年ニ出来申候		仁河原溝	長五丁拾五間		
四郎丸	同 二畝	縦拾二間 横五間	出口溝	長壹丁九間		
	宝永三年出来申候		板屋溝	長五丁拾八間		
実明	同 三畝	縦拾間 横九間	杉之平溝	長三丁三間		
成 <sup>(越)</sup> 田	同 拾五歩	縦三間 横五間	古屋溝	長五丁四拾六間		
	出来申候年代相知レ不申候		丸田溝	長三丁五拾八間		

新イ屋溝 長七丁九間

この国郡志指出帳の記述と、現況を比較してみよう。

まず尾郷川はその流域を福塩線が走る芦田川最大の支流矢多田川のことである。現在矢多田川が芦田川と合流する地点のわずかに上流、矢多田川右岸に屋号尾郷（おごう）があり、その前に大悟（おご）橋がかかっている。今日この矢多田川（尾郷川）から取水する伊尾村分の用水は、最上流が左岸本地に水を供給する才原井手、ついで右岸甲斐村に水を供給する甲斐村井手、ついで左岸本地、下津屋に水を供給するにいや井手となっており、甲斐村井手が近世の野土井手に該当することがわかる。

次に多屋川は芦田川本流をさす。矢多田川合流点より三〇〇メートル上流、芦田川左岸に屋号多屋があり、田谷橋が本流にかかる。現在の芦田川本流にかかる井手は右岸高田にかかるナメラ井手（別称高田用水ないし上溝、頭首工はかつて久恵にあったが三川ダムに水没して以降はダムより供給する）、その下流に右岸高田にかかる高木井手（下溝、頭首工は梨木橋上流にあったが、現在は損壊してナメラ井手と共有になっている）がある。高木井手の名称は近くの地名高木による。高木井手は高田の北方ヨリスエ（寄末、ヨロスエともいう）の部分をも灌漑する。ナメラ井手、高木井手とも本来は杭、そだ、砂で堰き、洪水の都度堰き直す原始的な井手であった。

ナメラ井手の上流に新井手があり、高田のうち畑田と呼ばれる部分を灌漑するが、これは近代に作られたもので（大成権音一氏談）、畑田の地はその名の示すとおり元来は畑であった。

寄末に頭首工をもつのが、つたや井手である。主たる灌漑域は尾首城山と芦田川本流との狭少地を通過した東方高村であった。高村につたやという家があるが、これが井手名称の語源であろう。

ほかに右岸に引水する新宅井手（別称田測井手）があったが、これは水車の動力源として引水されたもので、灌漑用水ではなかったらしい。また左岸に梅谷と呼ばれる狭小な水田があり、現在は道路拡幅のため消滅したが、かつてはそこに引水する井手が一カ所あった（但し名称は確認できなかった）。全般に左岸は岸が高いため、この井手を除き本流から灌漑用水を引水することは困難となっている。

これらの現在の用水と、国郡志指出帳との対比を行なうならば、指出帳の井原井手はかつて存在した屋号井原（井原橋東岸）の一〇〇メートル上流に堰口をもつ現つたや井手に該当し、同じく寄末井手は寄末を灌漑する高木井手に、高田井手は高田を灌漑するナメラ井手にそれぞれ該当しよう。

次に山田川にはカギタ井手（左岸）、東田井手、松尾井手（左岸）、ニイヤ井手（左岸）、青垣井手（左岸）、塚前（塚しげ）井手（左

岸)、石原井手(左岸、これをニゴラ井手という人もいる)等が設けられ、魚切川(山田川の左股でこちらが本流)にはニゴラ井手(左岸)、ドウゲタ井手(右岸)、イマビラキ井手(左岸)、板屋井手(左岸)、山の神井手(右岸)、段林井手、両川の合流点より下流に山根井手へよりかね井手(段橋下の井手を段林井手という人もいる)、その下にホリ井手があるという。<sup>(2)</sup>

吉岡猪久馬氏所蔵明治五年四月井手山論濟口定書には

「柳ヶ廻尻井手山之儀者、魚切川筋<sup>(地)</sup>而今開井手坂屋井手山之神<sup>(板)</sup>

井手段林井手之内式ヶ所、山田川筋<sup>(地)</sup>東田井手松尾井手塚之

前井手仁イ屋井手青柿井手石原井手都合拾壹ヶ所之井手…」

とみえている。

国郡志指出帳に記された三つの井手は仁河原井手はニゴラ井手、出口井手は元屋号出口(現在は屋号石シゲ)の近辺に堰のあった山根井手、そして板屋井手は今日屋号板屋<sup>(いたや)</sup>近辺を灌漑する板屋井手そのものを指すものと考えたい。

なお今日山田川より取水する用水で最も規模の大きなものは山の神井手で、山田川流域のみならず芦田川左岸の高燥地をも灌漑しており、水路総延長は二キロメートル近く灌漑面積は一三町に及ぶが、国郡志指出帳には山の神井手の名はみえず、また溝の長さも五丁(約五五〇メートル)どまりのものしか書き上げられていない。

次に片田川にかかる現在の井手は大ぼの井手、こうごいわ井手、杉のひら井手(右岸)、にいや井手(左岸)等があるが指出帳には杉の平井手のみを記し、にいや井手を木香川にかかると誤記している。

次に指出帳にいう「物つ幸川」即ち木香川には現在大原井手(右岸)、山下井手(左岸)、名称未確認だが上中谷宅前の井手(左岸)、あんざこ井手(右岸)、そして片田川と合流したのちに丸田井手(右岸)、原井手(左岸)、新開井手(左岸)がある。このうち指出帳に記されるのは古屋井手、丸田井手(現存)、新や井手であるが、新や井手が正しくは木香川ではなく片田川にかかるとは先述のとおりである。古屋井手については知るところがない。<sup>(3)</sup>

以上が伊尾村における灌漑用水の概観である。全体に文政段階の用水とかわるところはないといえるが、数の上では現在の井堰の方が若干多い。指出帳が省略したのか、文政以降の増設なのかは定かではないが、新井手、新開井手、今開井手などは指出帳に記載もなく、その名称からも比較的新しい時期に増設された井手と考えられよう。

次に池は七カ所が書き上げられているが、いずれも小規模なものばかりである。現在四郎丸には池はなく、実明も「つつみの横」という地名によって池の痕跡を知り得る程度、城田(こうじや谷)、片



田には池があるがきわめて小規模なものである。現在伊尾には政吉池、鳳林寺池(個人池)、桑原池等があるが、指出帳の記述と一致しないこれらの池は新しいものの可能性が強く、特に桑原池は戦時中の造成であることがはっきりしている。

さて以上をふまえて、次に伊尾村用水における水利慣行について報告してみたい。

## (2) 伊尾村の水利慣行

伊尾村における水利慣行のうち、最初に高木井手、及び矢多田川にいや井手に共通してみられる井落とし慣行について述べてみよう。

### ① 高木井手

大正五年農商務省『農業水利慣行調査』は次のように記している(三〇六頁)

「三川村大字伊尾字高田ニ於テ高木堰ヲ普通ハ随意ニ引水シ得ルモ、寄末作人ハ高田字ヲ隔テタル地ナルモ堰ハ同一ナルニ依リ、寄末へ引水ストキハ、上流ノ堰場ヨリ切り流シテ帰り、幸合岩マテ帰ラサレハ再度来ラレサルコト、高田溝受作人ハ寄末ノ水引ハ幸合岩マテ帰ラサレハ、再度溝ヲ堰キ水ヲ田ニ入ル、事能ハサル慣例アリ」

簡単にすぎて難解かも

しれないが、次のような慣行をいう。即ち、高木井手のかかる地域は高田と寄末であり、前者が上流、

後者が下流にあるが、この両者の間には芦田川が山にぶつかるような地形の場所があり(竜王橋より下流右岸)、高木井手はその狭隘な斜面地に石垣等を積み、傾斜地を掘鑿して設けられている。そしてその狭隘部約一〇〇メートルが終わるところにこう(ん)岩(字)

名幸合岩、但し神籠岩とも記される)と呼ばれる巨岩があり、高木井手はその岩の下を通過して寄末を灌漑している。日常は高田農民はそれぞれの田に引水するため、各自の井手にナンバ板と呼ばれる堰板を設けて引水し、その余水が寄末分に流れるようになっていた。

しかし早魃時及び多量の水を必要とする田植え時には寄末農民は高田地内用水路に設置されていたナンバ板をはずし、全ての水を寄

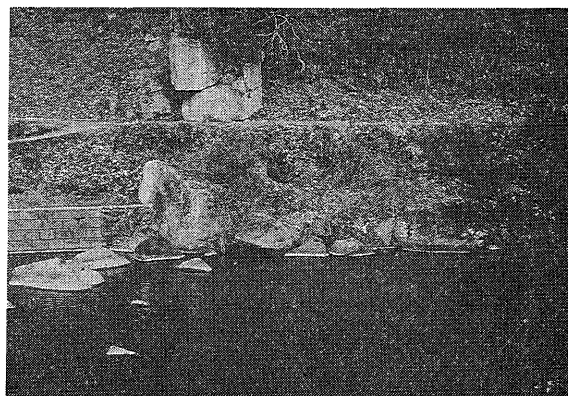


写真1 幸合岩の下を高木井手が通っている(手前は芦田川)

末まで一気に落とすことができる権利を得ていたのである。但し寄末の行動は無制限に許容されているわけではなく、高田側は一度寄末側が井手落としを終了したならば再度ナンバ板で堰口をふさぎ、自身の田に水をあてることができたが、上流から順次水を落としていった寄末の人が幸合岩に到着するまでは水をあてることができず、到着したのちにはじめて堰くことができる約束になっていた。

この井手落としは一日に何度もくり返し行なわれた（一度だけでは多くの水は寄末まで到達しなかったらしい）。寄末の人が高田のナンバ板をはずし終えてこうごう岩につくと同時に、交代要員が上流にむかって出発し、堰口から再度一カ所ずつ高田のナンバ板を落としながら帰ってくる。早魃がひどくなればそれだけ回数も増え、七度も八度も行なわれることは普通だった。

早魃時の高田にとつては寄末方がこうごう岩から堰口まで登ってくる時間の間だけ水あてができるにすぎなかったともいえるが、上流にあるため高田の方はそれほど深刻に用水に悩むことはなかったようである。

高木井手は指出帳での呼称は寄末井手であり、灌漑面積も高田分三〜四町に対し寄末は一五〜六町もあって元来は寄末への分水を目的に、高田地内を通る形で開鑿されたものであろう。高田は寄末井手に土地を提供するかわりに水利権を得たのではないか。というの

は元来高田にはナメラ井手があって、地形から判断する限りナメラ井手によってある程度村内の耕作が可能だったように思われるからである。高田の水田のうちナメラ井手がかりは一三町、高木井手がかりは三〜四町、新井手がかりは一〜二町程だったというから高田における高木井手の比重は軽かったし、またナメラ井手のウダリ水（余水）は高木井手がかりにも落ちるようにする慣習もあった。即ちそのためナメラ井手がかりの畦畔は土手のままでコンクリートにすることはできなかった。このことは本来ナメラ井手の水で高田全体を灌漑していたことの名残ではなからうか。

寄末が井落としの権利を得ていたのは高木井手が元来寄末の水路として作られたという歴史性に起因していると思われる。

聞取調査 前久保さとし氏（大正四年生）、祢宜本重二氏、田治林昭氏、橋本実二氏（大正五年生）

## ② にいや井手（矢多田川）

高木井手に類似した慣行がみられるのが本地・下津屋に水を供給する矢多田川・にいや井手である。にいや井手における井落とし慣行について農商務省調査の言及するところはないが、次のようなものである。

にいや井手は取水口よりほぼ福塩線の谷側（西側）の河岸段丘崖下を流れ、いわゆる坊主岩（下津屋の人の呼称。本地の人は特に坊

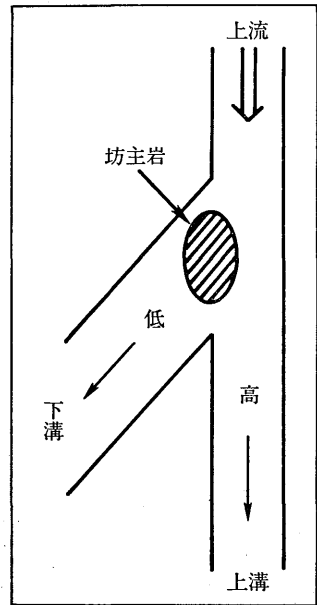


図1 坊主岩分水点

主岩といわないようである)の所で、本地のみ灌漑する上溝と、本地及び下津屋を灌漑する下溝に二分される。この坊主岩というのは水路の中にある石で、右図のような配置になっているため、全ての水が低い下溝へ流れてしまうことなく、適切に配分されるようになっていた。即ち坊主岩の両脇から漏れ落ちる水が下溝へ、落ちなかった水が上溝へ行くわけで、この特異な分水装置坊主岩は何人といえども「綺麗ではならぬ」しきたりであった。

この坊主岩の上を水が越えているようなら水は十分ということであったが、坊主岩の上より水位が下がるようになると、下溝では水落としが行なわれた。即ち平時は本地は水路に石などを置いて、あて場(取入口)を作り、下津屋にはその残りが流入していたが、早魃時には下津屋農民は下溝内におかれたあて場用の石をはずすことによって、全ての水が下津屋に流下するようにすることができた。

つまり現在は福塩線によって切り取られているが、本地・下津屋の境界に芦田川に突き出るように山があって、ここから下津屋側が堰石をはずしながら坊主岩まで遡り、下津屋側が再び戻ると本地側は再度用水を堰くことができるというものである。

——水落としては田植えの時もやるし、荒田をこさえる時(六月の中頃、麦を刈ってから)もやった。下津屋の一番上の「つたや」という家が村境だったが、そこがこま(小さな)店をしていたので、じゃまをして交代でいった。そこにやず(藪)があり、昼は仁王さんのところにかげがあれば休み、夜寒い時は火を焚いた。水落としに行くのは一人ずつで、坊主岩に着くと煙草一服や小便程度は認められていたので、小便したくなくともしたようなふりをして時間をかせいだ。本地方の皆がみていて、立ち話をしていても「早よ去ね」と叱られ、「用もないのにおる」と途中の人にごとごといわれた。本地は下津屋が(下る際も)落としたところのあて場をこさ(さ)にやあてられん。田にいて「ごころうさん」とはいうが、ふり返って下津屋方が一足でものいたら、水をとめた(なお下津屋の山かげに帰ってその姿がみえなくなるまで待つのが本当だという人も複数いた)。一日二交代、昼は昼、夜は夜で水番をした。昔は今より耕地が大方倍あった(芦田川河川改修、三川駅前の宅地増加、滅反等で耕地が減少した)。麦も植えたから余計田がからからになって

いた。あんな頃のこと思や、今は話にならん。

というのが福永力男氏（明治三十九年生、下津屋）や岡田はるえさん（大正十一年生、下津屋）の御意見である。

（他に本地 森次郎氏八昭和六年生、末国喜好氏八大正五年生、らからも聞き取り）

にいや井手そのものは井手費用（堰く時やこわれた時の費用）分担が四分六、即ち下津屋が四分、本地が六分（今は水田面積の変化により半々）となっており、両村立会の井堰で、そのうち上溝は本地が独占する。しかし下溝については下津屋への水供給を目的に設置されたものであろう。本地そのものは下溝がなくとも上溝から引水可能な地形であった。本地は下溝に土地（溝敷）を提供する代わりに水利権を獲得したものであろう。下津屋の水落としが下溝の範囲に限定されており、決して坊主岩より上流や上溝に行くことができなかつたのは、そうした歴史的な背景があつたことであらう。後掲の農商務省調査（下段）にいう下津屋谷用水の呼称はこのにいや井手下溝を指すものであり、下津屋用の用水と認識されていたことを示している。

八田原ダムの完成に伴い下津屋耕地は水没をまぬがれるために盛土され、今後は八田原ダムの水のポンプアップによって灌漑される予定となっている。もはや水落としが行なわれることは永久にな

くなるだろう。だが今日でも坊主岩の分水装置は、誰もさわる事ができないというきまりに守られつつ、昔のままに機能をはたしつづけている。

### ③ 才原井手、甲斐村井手、にいや井手の三井堰の関係

次に各井手間にみられる水利慣行をみてみたい。右の三井堰は上流から順に位置しており、それぞれ才原井手左岸約三町、甲斐村井手右岸一〇町、にいや井手左岸約一五〜二〇町を灌漑している。

この三井手の関係について大正五年農商務省『農業水利慣行調査』は

「三川村大字伊尾甲斐村谷下津屋用水矢多田川筋才原井手溝ハ水量木ニ依リ深サ五寸幅三尺一寸丈ノ水ノ通ル丈、下津屋谷及本地谷ノ者堰キ、之以外堰ク事ヲ得ズ、右様ノ例市河原井手ニモアリ、而シテ右二項共文政九年八月五日ノ定約書ニ依リ、甲斐村谷、下津屋、本地ニ保存セリ」

と記している。この慣行は最上流にある才原井手が完全に矢多田川を堰きとめてしまうと、下流にある甲斐村井手、にいや井手（下津屋谷井手）が困窮するため、才原井手の取水口を制限し、深さ五寸幅三尺一寸の木枠（切コという）を設定していたことを指そう。また市河原井手は未詳だが、甲斐村井手そのものを指そうか。あるいは市河原という地名は甲斐村井手の上流右岸にあり、その上方、才

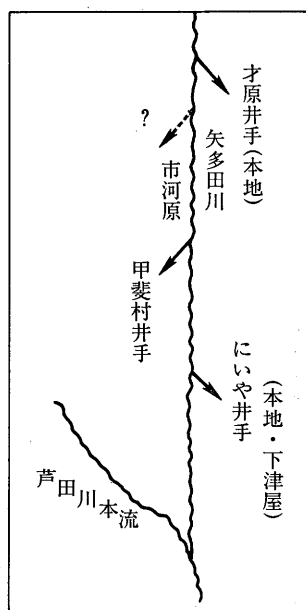


図2 矢多川の水利

原井手二〇〇メートル下流に二〇年程前まで別の井手があったともいうから(河原寛三氏談)、その井堰を指すものか。おそらく前者の甲斐村井手そのものである。この井手にも同様の制限があった訳である。

この調査報告に書かれた三井堰の関係を現段階で再確認することは非常に困難である。本地、大原繁澄氏の記憶では深さ五寸という取り決めはあったが、早魃の時のみ行なわれ、普段キリコをあてることはしなかったといい、文政約定書の存在もきかないという。

甲斐村、門藤幹夫氏のノートによれば才原井手三尺四寸切コ、甲斐村井手は一尺八寸切コ分を新屋井手に落とすとあり、大正期の慣行とは変化がある。

このように大正五年に記録された水利慣行の実態は今日では殆ど忘れられているが、三井堰間に激しい水争いのあったことは古老に

しつかり記憶されている。才原井手とにいや井手は同じ左岸本地村が受益地であり、かつ才原井手のかかりの面積は三町と少なかった。最上流にあって優位な才原井手から多量の水を取水すれば、その余水を同じ村内のにいや井手がかりに落とすことができた。昭和一四年の早魃では才原井手、甲斐村井手が取水したのちには、にいや井手には殆ど水がこない状態であった。下津屋農民は本来的には自分たちの井堰ではない才原井手の水あてを積極的に行ない、その余水を自身の水田である下津屋に引水しようとしたので、本地の間は自分では何もしくとも田に水が入ったという笑い話にも似た話が伝えられているが(吉岡猪久馬氏談)、当然こうしたことは甲斐村の反感を招いたことだろう。明治二三年七月には甲斐村側が才原井手を切り、本地側が切コを改める等乱闘事件があり、巡査が出動する事態になったとの話が記録されている(故森近仁助氏談として前掲ノート)。ほかにも甲斐村井手側がおこって才原井手を落とし、たことは昭和になっても二〜三回はあったと記憶されている。

切コの規定はこうした対立の中で成立したものであるが、ほかにも才原井手のおとし(余水吐)から落とす分は井手から堰いてはならないという慣行(余分にはとれないの意であろう)や、才原井手、甲斐村井手を堰く際には井手を砂で堰かねばならず、むしろはあててはいけなかった(完全に水をとめてはいけない)というきま

りもあつたようである。

文政約定書については調査期間が短かつたせいもあるが、聞き取りの範囲内では確認できなかった。少なくとも村人が周知するよ  
うな形で存在していないことは事実のようである。

文政から大正にかけての慣行は、昭和中期に到つて大きく変化し  
たらしい。各井手はそれまで杭、柴、土、石を使用しての原始的井  
手であつたが、戦後まもなくコンクリートに改修された（正伝憲夫  
氏が野戦から帰つたらコンクリートになつていたという）。取水の  
仕方、取水量はほぼ一律一定となり、切コを用いての厳格な取水規  
定もこのことによつて実質的な意味を失つたのではない。大正五  
年に記録された慣習が殆ど忘却されているのは、おそらくそのせい  
ではないかと思われる。

聞取調査 河原寛二氏（大正五年生）、榎木榮氏、正伝憲夫氏（大正四年  
生）、池田昌一氏（明治三十七年生）以上本地▽ 門藤幹夫氏△甲斐村▽  
④ 山の神井手（山田井手）

山の神井手（別称山田井手）の灌漑地域は山田及び桑原で、大正  
九年山の神井手反別帳によればそのかかりは一三町五反三畝一五  
歩であつた。取水口は山田川（魚切川）の通称山の神にあり、その  
「じゅうのすえ」（用水末端）は三川ダム完成前は桑原下組元庄屋土  
屋氏（屋号土居）の田二、三枚だつたという。その延長は二キロメ

ートルに及び、小河川を水源とする割には長大な水路であつた。

山の神井手の水利の特色は早魃時における番水慣行である。山の  
神井手では早魃の度合に応じ二段階の措置を採つた。第一段階では  
桑原の水が不足し始めると、桑原の農民が上にあがつて水を半々に  
した。水をばつさり止めるのではなく、石を置いて取水口を半分に  
する。切コもやつたようであるが、次第にそれらではまにあわなく  
なる。

それでいよいよとなつて第二段階となり、夜は山田、昼は桑原が  
独占して水をとるといふ分配水を行なつた。昼水になれば桑原方は  
通称荒神風呂にあつた山田への分水点をとめ、全てを桑原方へ引水  
したのである。

夜・昼の区別は次のように定められていた。荒神風呂の対岸（山  
田川左岸）にもりひらと呼ばれる家があつた（現在若干移動してい  
る）。その家に昼水の権利をもつ桑原方が待機しており、置かれて  
いた番台の上で銭（一文銭）の表・裏が区別できる程明るくなつた  
ら、それを確かめた本人が対岸をかけ登り、荒神風呂分水点の水を  
桑原方に落とすことができた。

その場合、表裏を確認する場所を変更することはできなかった。  
なぜならもりひらは山影にあつて日のあたるのが遅く、その場所を  
変えれば桑原方に著しく有利になつたからである。

また表裏を確認した本人自身が上にあがって水を落とさねばならなかった。即ち確認したのち仲間別の人物に大声で連絡して、聞いた人間が水を落とすといった行為も禁じられていた(以上主として吉岡猪久馬氏からの聞き取りによった)。

この山の神井手に関するいくつかの記録が吉岡氏宅に保存されている。そのうちの一群は山の神井手の流末五反田に関するもので、概要は嘉永六年(一八五三)の早魃の折、本来は片田川新イ屋井手の懸りであった五反田の三反五畝に土居久米右衛門が山の神井手の水を引水しているのが発見され紛争になった。協議の結果、正規の水利権は片田川にあるが、久米右衛門の山の神井手に対する貢献を考慮し、助ヶ水として一口前を分け遣わすが、他人へ売却・譲渡の際は水利権は消滅するものとし安政年間に規定書を作成した。しかしながら彼の子孫にあたる人物が明治一五年から二二年にかけてこの田を売却しながら用水権を主張し、助水代として多分の代米を徴収したことを村人が不満とし、訴訟を起こそうとしたことに関する史料数点である。

今一点は大正五年の早魃で田植水が不足してきたので廻シ水を行なった詳細な記録(山の神井手下々廻シ水覚帳)である。

前者の記録で注目したいのは

「全ク其辺不<sub>レ</sub>残新イ屋井手懸リニ相違無<sub>レ</sub>之義ハ判然ニ候へ共、

山ノ神井手溝堀出夫連中ニテ久米右衛門相勤メ居候ニ付」

という理由で彼の助ヶ水の権利が容認されたことである。この井手溝堀とはいわゆる井手溝役、溝掃除等を行うのであろうが、単なる管理上の行為、労働奉仕ではなく、溝掘鑿も含んだと思われる。久米右衛門は庄屋だった。この井手溝堀入夫を彼が相勤めたということは、山の神井手開鑿そのものを久米右衛門(ないしその先祖)が主導したことを意味してはいまいか。してみると山の神井手は嘉永を遡ること数十年前に作られたことが考えられる。先に文政の国郡志指出帳に山の神井手が登場しないことを指摘した。してみると山の神井手は文政(一八一八)から嘉永(一八四八)の間に作られた可能性が濃厚ともいえよう。

山の神井手を観察すると荒神風呂から桑原にかけては山腹の高所をほぼ等高線に平行に水路が作られており、高度な測量技術によっているような印象を受ける。また伝承として山の神井手は荒神風呂までが最初にできて、のちに桑原に延長されたという話もある。現在の反別は大正期よりも大幅に減って全体が九五九・七アール、その内訳は

桑原分八六四・七アール

山田分 九五・〇アール

山田分の内荒神風呂より下流の分約三〇アール

となつてゐる。山の神井手は八割方が桑原分用水なのだが、その割には昼夜の折半は桑原方には苛酷なように思われる。山の神井手の水源は山田にあり、その下流にもいくつか山田の水田を灌漑する井堰があつた。当初山田用水として作られた山の神井手を桑原まで延長することを要請するにあたり、桑原方は大幅な譲歩を余儀なくされたものであろう。山の神井手に依拠する桑原分の耕地一〇町弱の水田化がなされたのは、案外に新しい時期のことのように思われた。

桑原は常習の水不足地帯だつたのだろう。「水げんかは溝に入つてせよ」という言葉にみるように、口論の際も自分自身が水路の中にすわりこんで板ぐわを水につけ、身体を堰がわりにして自身の田に水を引くのである。そうした僅かな水があたるだけでも稲の収量には相当な差異が出たものという。農民の死活を分ける行動であつたが、こうしたことは山の神井手開鑿に伴い、一帯の畑地が用水量の限界にまで水田化されたことを示すものでもある。

⑤ その他の伊尾村における水利慣行

大正五年水利調査報告に記されたその他の慣行にもふれておく。

- ① 「三川村大字伊尾高田千二百九十番地ヨリ千三百八番ノ九、千三百八番ノ十、田ニ限り早魃ノ時、溝ノ上へ樋ヲ掛ケ溝ノ除水(余)ヲ引水スル(トイ)時例アリ」

これはかなり新しい慣行である。藤高氏の話によればナメラ井手の

余水を受ける川で、耕地整理の際作られたため整理川と呼ばれる川があり、ヨリスエに水を供給していたが、早魃時には樋を掛けてひっぱつて高田に揚水したという。吉岡氏所蔵文書中の明治四三年契約書には

「字高田耕地整理執行ニ付テハ該水路字幸合岩字宮野沖(トイ)（※寄末のこと）田地所有者ニ於テ堀下ゲノ為メ字高田千三百六番地田、千三百七番地田、千三百一番地田へ灌漑用水引水シ難キ場合ハ高木井手用水溝へ掛樋ヲナン行水ストモ故障ナキ事」

とあり、さらに不足する場合は吉原溝より引水すること、ほかの規定があり、さらに詳細な別の協定書も同時に作られている。大正五年報告書にいう慣行はわずか六年前の耕地整理時に発生した新しい慣行といえよう。

- ② 「三川村大字伊尾字大原ニ於テ一町一反歩ノモノニ対シ普通ハ隨意引水スルモ早害ノ時ハ赤土塗又ハ土管ヲ敷設シ五口ニ分チ分水スルモ費用ハ反別割トス」

沖田友太郎氏によれば赤土塗で井手を漏らないようにすることは早魃時にはあつたし（コンクリートは禁止）、キリコも行なつたが、右のような規定については詳しくはわからないとのことである。

- ③ 「三川村大字伊尾村字永幸ニ於テ片田川ヲ堰キ約七町五反余歩ニ引水スル所アリテ早害ノ時ハ切溝掘へ分水ス、大字伊尾高田蘆



田川滑堰ハ普通ハ自由ニ引水スルモ旱魃ノ際ハ関係者協議ノ上、水番ヲ附シテ順次ニ同シ水トスルノ慣例アリ」

④「大字伊尾字永幸瀬戸ニ於テ反別七町三反三畝歩ノ用水片田川、新井谷井手ノ水上、杉ノ平井手以降ノ水ヲ引キ、然シテ杉ノ平井手溝ヲ下ル五十三間ノ所ニテ本井手用水ノ三分ヲ切溝ニテ新井谷井手へ落ス事ニテ、杉ノ平井手ハ旱魃ノ時ト雖モ塗リ止メ出来サル慣習アリ」

前項③前半と後項④は同じ慣行をいっただものようである。キリコ（文中「切溝」）による分水は現在もみられ、七対三で分かれるような分水点が片田川井手に設けられている。

先に山の神井手に関する水争いにおいて、元来新イヤ井手のかかりであったにもかかわらず、のちには山の神井手がかりに変更された事例をみたが、先行して新イヤ井手が存在し、のちに山の神井手が開鑿されたことを語るものである。

一方④にみたように平時には新イヤ井手に三割を分譲し、旱魃時にも新イヤ井手から大きな制約を受けていた杉ノ平井手は新イヤ井手に後発するものであろう。勿論両井手は国郡志指出帳には書き上げられており、文政以前には存在したものであるが、新イヤ井手の起源の方がより古いように思われた。

なお③後半は高木井手上流の滑堰なめらにおいても、旱魃時には時間給

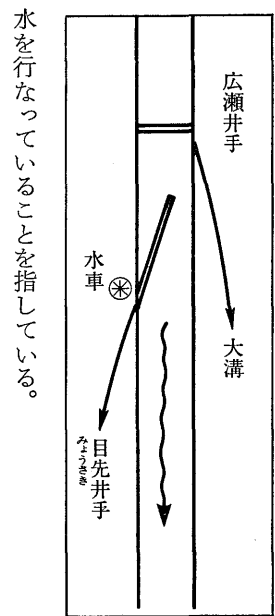


図3 三角井手の呼称

水を行なっていることを指している。

### (3) 西上原村等における水利慣行

#### ① 広瀬井手（三角井手、大溝）

太田荘域最大の平坦地、甲山本郷盆地のうち芦田川左岸・西上原を灌漑するのが芦田川から取水する広瀬井手、別称三角井手で、その用水路は大溝と呼ばれている。広瀬井手の呼称はその取水地点世羅町本郷字広瀬の地名によっており、三角井手の呼称は右図のように下流に右岸一、二反を灌漑する小規模な目先（みよさき）井手があつて、全体が三角形になつていたことによる。広瀬井手の灌漑水域は西上原約二九町、東大田約一町である。

この井手が中世にも存在したのか否かは、太田荘の中世耕地が谷水田主体であったのか大規模用水依拠だったのか、中世村落が孤立的散村か惣村の共同体だったのかという基本的評価にかかわるものであり、今回の共同研究でもしばしば議論されたところである。こ

の点を究明し得る資料は少ないが、以下本井手についての調査結果を報告したい。

最初に寛政四年（一七九二）子三月、『世羅郡西上原村指出帖』（池上逸郎氏蔵の複写本によった。原本は佃守氏蔵）の記載をみてみよう。

ここでは元録<sup>(一七)</sup>十五年（一六九七）御検地によって定まった数値として「畝七拾五町九反拾五歩」が記され、それより「畝二町三反一畝廿七歩」の「古荒川成池下道下切高共」ほか二反九畝強（甲山橋田屋御免地へ橋田屋孝婦阿姫女に与えられた免租地、『世羅郡誌』に詳しい）が差し引かれ、次に「畝七拾三町二反八畝貳拾四歩」の内訳（屋敷、島方へその内訳に山畑悪所、田方）が記され、田方は「畝五拾町五反壹畝六歩」とされる。

次いで田方の内訳（旱損所、井手掛、雨池掛、出水掛、山田悪所）が記され、井手掛は「畝拾七町貳反」内「拾町壹反五畝」が水損所である。これは井手掛面積が判明する点で貴重であろう。なお御見取新開は畑のみで新田はない。また本差出帳では雨池の記述があり、有末池は慶長六年（一六〇一）、長泉寺池は元禄七年（一六九四）出来となっているが、しかし残念ながら堰、溝の記述を欠いている。

この点を補ってくれるのが文政三年（一八二〇）辰五月、『国郡志御用下しらべ書出帳』（同上）である。この書出帳でも畝数は「七拾五町九反拾五歩」となっており、元禄検地高を踏襲している

ことが明らかだが、田方は「五拾壹町貳反八畝九歩」と僅かながら増加しており、御見取新開として田方二反三畝が記されている。

この書出帳には寛政帳のような井手掛や雨池掛毎の反別は記されていないようだが、堰・溝については

一 堰四ヶ所

大川本郷分ニ有 長サ貳拾五間  
大井手

水兼川 角之井手 長サ八尺

同川 下之井手 長サ壹間

東神崎村ニ有 助貞井手 長サ三間

一 溝式ヶ所

大川井手 長サ拾八丁五拾貳間  
大溝

助貞井手 助貞溝 長サ壹丁三拾六間

と記されている。田数に大きな変化がない以上、この文政帳に記された堰・溝の形態は元禄年間までは遡り得るものと考えられよう。大井手とも大川井手とも大溝とも記される堰・溝が西上原随一の広瀬井手を指していることは自明であり、その起源は元禄までは遡及し得るものである。

ところで留意したいのは大井手の灌漑面積である。現在の広瀬井堰のかかりは西上原で二九町あるが、寛政段階では井手掛は一七町

二反に過ぎず、しかもこれは他の水兼川からの角之井手、下之井手、東神崎に取水口をもつ助貞井手等小規模井手のかかりを含んだ数値であったから、広瀬井堰のみでは一七町以下であったことも確実である。さらに一九世紀にまちかい寛政段階においてさえ井手掛のうち一〇町五反強と六割が水損場所であったことは、井手掛がいかに不安定な耕地であったかを如実に示すものでもある。度量衡の差異や地租改正時の丈量方法の違い等の問題は残るが、寛政段階においては広瀬井堰の灌漑域は大正頃の半分で、かつ水損等によって極めて不安定なものであったといえよう。

次に大正五年水利調査が記述するところを検討する。

①「甲山町大字西上原字流、宮田垣内、鎌倉、馬上、沖河原、隅田川、天神原ノ七字ハ、東大田村大字本郷字広瀬ナル芦田川井堰水溝ヲ引キテ三十町八反歩ニ灌漑シ、其対價一ケ年米三石二斗内外ヲ金錢ニ換算支払フ、東大田村ニ於テハ、之ノ溝料ヲ同村内ニ於ケル用水灌漑関係者ニ割当支払ヒ、溝及堤塘ノ修繕ヲ要スルトキ、其修繕費ハ各地主ニ自弁セシム」

②「東大田村字本郷字広瀬大田川大井手溝掛り、大字本郷川口十五番地田十五歩ヲ溝ニ使用シ、其料一斗七合（此ノ溝料ハ甲山町西上原ヨリ受クルモノニシテ地目ハ田トアレトモ実地ハ溝渠ナ

リ）、同大字、字広瀬六百十九番地田一反八畝十歩此ノ溝料一斗ヲ支払フ」

③「東大田村本郷字川口大田川井堰ハ旱魃ノ際甲山町大字西上原地内へ分水ノ方法アレトモ、東大田村地内へハ自由ニ用水ヲ取ルノ習慣アリ、右井溝ハ大字寺町字土井手ノ間ニ於テハ、旱魃ノ時ハ兩岸ノ田ニ自由ニ用水ヲ汲ム習慣アリ」

右の三つの事例はいずれも広瀬井手の受益、維持管理等において東大田村（現世羅町）本郷と、甲山町上原との間に明瞭に差異のあったことを示している。まず①は広瀬井手が本郷地内を通過することの代価として、上原が毎年米三石二斗を本郷に支払うという内容である。およそ一反半程の田地からの収量に相当するが、いわゆる井料米であろう。②では同じく上原が本郷に支払う井料米の一種が他にもあったことを記すが、①に較べると代価が少ない。各二筆の地目は田となっているというから、明治地租改正後に水路拡幅ないし変更に伴い水路敷となったのであろう。一斗七合及び一斗は溝敷料といわれるものに該当するが、後者はその額からいって、一反八畝十歩のうちの一部だったものであろう。

③に関連して平野晃氏（本郷・大正六年生）は、「三角井手の水が減ると『きつすい』（吉水<sup>5</sup>）」といって上原は時間水になった。東大

田も少しは遠慮したが、東大田一町分は自由に取ることができず、まじりだつた。世羅町（東大田）は三角井手がなくともやっつけていけない訳ではないが、三角井手は世羅町内をおつている。東大田の権利はその通過料のようなもので、井手の補修にもいかない。有美川を渡すため井堰ができてはいるが、雨が一旦降ると去ねる（なくな）る。するとまた上原のものが出て堰くが東大田は出ない。宇土井手は西大田の堀越にある井手で水は寺町分へとる。宇土井手より下を流れる水は普通なら三角井手の権利のはずだが、もれ水としてもともとの宇土井手のかかりの田におけやバケツで水をかえる（くみ上げる）権利があり、今でも早魃の時ポンプで寺町にくみ上げるが、上原は苦情をいうことができない」と説明してくれた。

広瀬（三角）井手開鑿にあたり、上原が世羅町分通過の代償に井手料の納付、東大田村内の水利権の無条件付与、井堰補修の完全負担等多くの点で譲歩したことが明瞭である。これらの慣行は広瀬井手開鑿と同時に成立したと考えられよう。その時期は元禄以前のあつた時期であるが、東大田村本郷と甲山町上原がそれぞれ利害を異にする自律的・排他的・閉鎖的な村（惣村）として確立されるようになってから以降の産物であることも明らかであろう。もつともこの両村は中世以来太田荘大田方、同桑原方として線引きされていた訳だから、それを基点とすれば中世前期にも遡り得る理屈になるが、

私自身はこの地域におけるこうした閉鎖的村落は、中世末期から近世初頭に形成されるのではなからうかと考えている。

次に三角井手（大溝）が灌漑するのは東大田のほか西上原上（流、鎌倉）、西上原下（沖河原等）であるが、圃場整備以前の西上原上の耕地と大溝の状況を池上逸郎氏等の話により簡単に記しておきたい（以下一二〇頁図参照）。大溝と石州街道との交点（字流の西端）には「三分」と呼ばれる分水点があり、本線の七分に対し三分を取水した。本線七分の灌漑域は二七町にも及ぶが、三分はその十分一にも及ばない二町弱にすぎなかった。それはこの地域に「しょうけ田」（しょうけはザルと同意）と呼ばれるような水持ちの悪い田が多くあつたからで、朝に一回水を入れても晩にもう一度入れなければならなかつたという。この地に砂礫が多かつたのは、自然堤防上を水田化したためではないかと思われる。

次に大きな分水点は田中溝で、田中屋敷の南と沼城堀跡の南を通過している。またその下流に沼城堀跡の東を通過する分水もあつた。

西上原上の耕地には古川筋と呼ばれる場所があり、古川とか、どうぶけといわれていた。西上原の圃場整備前に作られた地図は千分の一図二葉（西上原上、下）であるが、各筆ごとに地権者名を記したものと、各筆ごとに水田レベルを記したものの二種類がある。後者によって耕地の微地形を復原してみると、沼城跡の南方には微高

地があつて、その南北が低くなつてゐることがわかる。この北側のそれが古川筋であろう。流という小字名もそうしたことを窺わせるが、實際数のみで堤防のなかつた頃は洪水時に氾濫することもあるたという。

古川筋南方微高地への用水供給は北方にある大溝よりなされたので、古川筋横断に際し、とい（樋）がかけられた箇所もあつた。また古川筋の地力は低く、牛も入れないところがあつたという。

一方大溝にそつた田の中には溝より高い位置にあつて、他の水田への給水を一旦停止し、堰によつて揚水あげしなければ灌漑できない、いわゆる「あげ水田」が何枚かあつた。

このような「しょうけ田」「あげ水田」の水田化、また樋たによる灌漑を行なう田は、一般には他の地域の水田化が終了したのちに遅れて水田化されたものと考えられる。みてきたように元禄以降大正までに耕地は一七町弱から二九町に増加しているが、こうしたやや遅れて水田化されたと考えられる地域は元禄以降の新田と考えたい。

大溝の水路には一部旧河道を利用した部分もあるようにみうけられる。寛政段階に到つても六割の水損があつたことは、こうした大溝の構造にとまらぬ宿命ではなかつたか。

一帯の開発順序は

(I) 芦田川旧河道の廢河川化（古川が芦田川本流ではなくなる）

(II) 廢河川としての安定（古川の流水はごく限られた短期・一時期的なものとなり、腐植土が堆積する）

(III) 大溝の開鑿（従前の谷水、池水がかりの末端の畑ならびに一部用水不足水田の安定水田化がなされる。この頃の西上原分灌漑面積はおよそ一七町弱）

(IV) 大溝がかり内の畑地の水田化（樋の設置、しょうけ田、あげ水田の水田化、西上原大溝がかりは二九町に拡大）

の四段階として考えたい。大溝開鑿時期を断定することはできないが、沼城の立地を考えると、(I)、(II)の段階こそが沼城の防禦の最も堅固な時期であろう。沼城が存続した中世末期と、(I)、(II)の段階はイコールとみるのが適切であろう。従つて(III)大溝開鑿は近世初頭と考えている。

## ② 羽崎堰（馬場先井手）

川尻村が受益する芦田川本流・羽崎堰（馬場先井手）については『世羅郡誌』（昭和二年・世羅郡教育会）の記述を引用しておく。

「川尻村今の三川村の内 六郎右衛門 村の庄屋なりしが羽崎堰を改め作りて陰地日南両谷の田水利始めて足る、其恵広し、此の水を受くる農夫より井手恩米として歳米六斗、六郎右衛門が家に納むるを以て、永代の例とす、元禄中の人橋鷹氏なり」

元禄頃、灌漑能力が弱少であつた旧来の羽崎井堰が改修されたこ

とがわかるが、『農商務省水利調査』に「上流東大田村字本郷宇土ノ堰迄ハ水利権ヲ有ス」是迄数度上流ノ川水ヲ酌ミ上ケル等制止ニ行キシコトアリ」とみえ、その水利権が広瀬井堰に優先していたらしいこと、羽崎堰が広瀬井手より古い水路であったことが推測できる。

芦田川本流より取水する井堰は広瀬井堰、羽崎井堰ともに近世初期から元禄頃に旧来の井堰を改修する等して今日的井堰の原形が完成し、その後、取水能力の向上につれ堰も強化されて、灌漑面積も増加したのであろう。

#### (4) 大田方における水利慣行

##### ① 佐桑(釈久和)池

芦田川から直接引水する用水ではないが、大田方有美谷の主要用水佐桑(釈久和)池がかりについてもふれておきたい。この池は有美、平之城二四丁を灌漑するが、有美谷には屋号公文、大門また健保公文徴符にみえる毗沙丸等があり、古くより開発が進んでいたことが予想できる。佐桑池の土木技術的特色は、この池が有美谷を流れる有美川の水系にはなく、分水嶺を越えた国久の谷に設けられている点にある。佐桑池の水はしばらく国久谷を流れたのち、南側稜線の鞍部を掘り割った水路を経て有美川に導水される。この鞍部は一旦開墾工事(オーブンカット)を行なったのち、水路の上に石

蓋が置かれてその上に土が堆積しているの、一見トンネル風の水路となっている。

佐桑池のかかりは「あて流し」の部分と、番水を行なう部分の二地域がある。前者は自由に取水できる上流部で、後者は五日五よ(夜)おきに亘って水を分配する下流域である。両者の接点には「ちがい」と呼ばれる分水点がある。

有美には山を越えた佐桑池のほかに、稜線の手前、自然の水系内にも池があつて、新池と呼ばれている。この新池の水は苗代水に使つた。即ち五月二九日に大池(佐桑池)の樋を抜くまではこの池の水のみを使つた。新池を抜いている間に降雨があつて、わら屋根からしずくが落ちたら池の水をとめた(昔のわら屋根は水分を含むので、しずくが落ちるまでにはかなりの雨量があつた。現在は川の水がにごつたらとめる)。

五月二九日には大池から「かきた水」を出し、田ごしらへ(代かき)をした。この時には時間給水はせず、下がすむまでいっさんでやった。夜も松明をたいて、てび(かがり火)をあかして牛を使つた(耕運機になつてからも夜の田ごしらえはやつた)。ちがいのところにキリコがあつたから一分五厘は平之城(ひらんじょう)へ落ちた。およそ一週間程で田ごしらえが終わる。佐桑池は抜きっぱなしで二〇日、ないし二五日分あるといわれており、この田ごしらえて三分一弱が消費さ

れた。なおかきた水は五月二十九日からという決まりだったが、新池の水を抜いている間に雨が降れば、代かきをしてよかった。

田ができて田植が終わると、ふだんは地水（池を抜かなくとも流れている谷水）で養い、足りない者は夜水（上流の余り水）を引いたが、いよいよ不足すれば佐桑池の樋を抜いた。佐桑池の水の役員は昔から有美だけで、平之城からは出さない。池下（水が不足しがちな下流域）の人が水が足りないと思えば、四、五人相談して池番さんに頼みに行く。

池の水を抜くのは各戸、家ごとの順番の仕事になっており、栓まではしごをかけておいて抜いた。一方とめる方の仕事は池番の仕事で、池番には特別決まった報酬はなかったが、樋を一回とめるごとに米一升もらえることになっていた。ほかにどの田にも水が平等にいくように見まわることも重要な仕事であった。

池の水を抜いて、途中でワラ屋根からしずくが落ちる程雨が降ったらまたとめるが、晴天が続けば五日五よおさ（夜）、水を流した。

即ち一日目昼はじゅうのすえ周辺（用水の流末を一般にこの地方ではじゅうのすえという。佐桑池の場合は小字田竜、通称やくしんたえ八薬師田か、現警察官舎周辺）がじゅうのすえ、二日目昼は十日市（十日市ソネ）周辺、三日目昼は平帽子周辺、四日目昼は博労田上方、三日目晩と五日目ひいてい（一昼夜）は平之城、三・五日目以外の晩（一・二・

四の晩）は通称「かりまた」より北西周辺地域の順に水を流した。ほかに博労田という田があり、毎日朝水をあてる。即ち朝、めぐ草（牛に食べさせる草）を刈る間、水をあてることのできる田であった。また平之城との分岐の「ちがい」近くの田も夜水と昼水との切替え時に「ちがい水」として下のものがとりにくるま

での三〇分ほどの間、水をあてることのできる慣習であった。これはちがいの田が水もちの悪い田であることによるという。こうした慣行によってその年の番水表が作られると、十日市にあった堂（堂さん）に、「何日何時より何時まで 誰々」と記された木製の番水表が掲示されて、周知徹底されたのである。

なお昼水と夜水の切替えは今は時計によっているが、昔は屋号時永（小川氏宅）の蔵の土壁が全部かげたら夜水であり、また昼水

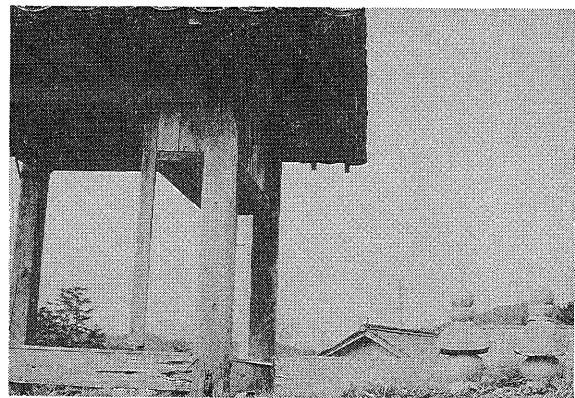


写真2 十日市の堂

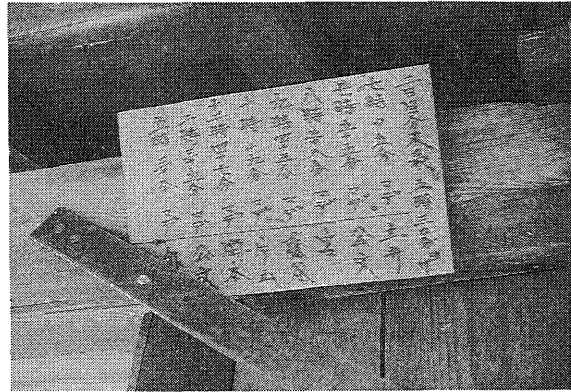


写真3 堂にかけられた番水表

については博労田に朝水をあてる都合から、めぐみの刈り終わった時刻がその目安と決まっていたという。

こうした慣行は一見不合理的なようにもみえるだろう。特に昼の割り当て地域と晩水の地域を隣接して一人の人物が所有している場合、同時に水がもらえないため、結局ひどい（一日がかり）にな

ってしまうというような不都合な点もあった。それでも村人はこの方法が水を平等に配分する上では最も合理的な方法であると納得しており、全員がこの慣行に従ったのである。

佐桑池の歴史は未詳である。池の名は「さくわ」という娘を人柱にしたことに由来するという伝承があり、原氏宅には池を造った時の書き物があつたが焼けたともいわれている。

佐桑池は『芸藩通志』に作桑池、また佐津久和池としてみえてお

り、文政以前に存在したことは明白である。昭和一四年、有美でも佐桑付近で干把火（山頂で火を焚く雨乞）をする程の早魃があり、その時佐桑池の嵩揚げをした。それらのことのみが、池の歴史の中で明瞭な史実のようである。

ただ池の歴史に関して注目したいのは佐桑池がかりのうち、あて流し（ちがいがより上流）の部分と、番水慣行に規制されるちがいが下流の部分の差異が生じた歴史的経緯である。私はこの差異は佐桑池が築造される以前の地水（本来の谷水）の水利権に対する差異より生じたものと考ええる。即ち地形を観察すれば明らかかなように前者のあて流し区域は明らかに谷田地形であるが、後者の番水区域は尾根の先端、谷地形からは一段上にある高位水田なのである。谷水田部分は佐桑池ができる以前には当然地水のみで養っていたはずであるから、佐桑池ができたからといって、不自由な番水制度に加わることとはしなかったであろう。あて流しの権利はこうした歴史的経緯を背景にしていると思われる。従ってあて流しの部分は佐桑池造成以前からの水田部分、番水地域は佐桑池造成以後の水田部分でそれ以前は畑地か原野であり、仮に有美川地水を引水する水田があつたとしても極めて水利権の薄弱な水田だったように思われる。公文、毗沙丸といった中世的地名は勿論前者の水田の周辺に存在する。

佐桑池造成時期については未詳であるが、高度な測量技術から考



えて近世後期を想定しておきたい。

なお有美の地籍は佐桑池を含み、国久地籍との境界は池の谷の下流部にある。有美の池である佐桑池の造成が可能だったのは、こうした土地が自村内にあったからであろうが、このような境界のあり方がいつ頃に起源があるのかも問題となるところである。国久は佐桑池周辺の水を有美にとられた形になるが、別に独自の池もあったので、稲作に不都合はないようである。

表4 昭和四十二年世羅町水利調査

(I) 芦田川

名称	取水地	灌漑域	沿革
平之城沖水揚組合	芦田川(左岸)	本郷田龍、川口、広瀬の一部四ha(今六ha)	昭和二年従来の溜池を揚水とす
今東揚水利用組合	芦田川(左岸)	堤防付近八反	耕地整理以来、湯水期のみ
西神崎大田橋水揚場	(右岸)		三戸、湯水期のみ、神崎大池完成前は芦田川流水のみ
西神崎末常沖揚水場	(右岸)		年二、三回 同右
西神崎北森水揚場	(右岸)	三ha	
西神崎増見揚水場			耕地整理前は天坪で取る八昭和初期耕地整理
西神崎宇城揚水場			神崎大池完成前は小さい溜池と芦田川の揚水
西神崎六馬力揚水場			同右、揚水期三〜四回揚水
西神崎八反田用水組合		八反田、怒田、栗元、中溝下リ(神崎大池と青山、田谷井堰用水も併用)	明治以前より「てんびん」と呼称する人力揚水機で各耕作者が灌漑、昭和初年揚水ポンプが普及、布設。昭和十九年神崎大池完成後も不足し、昭和三九年、下流広瀬井堰の同意を得て揚水施設を設けた(同意書の内容は紳士協約により旱魃時も相互配水するという趣旨)
中堀土地改良区尾コ石揚水機組合			明治九年頃より旱魃の際、尾コ石掛総出動により川上の替上げをしてきたが、大正一二年頃耕地整理後字屋ノ日に取水井戸を設け、芦田川の水を引き入れた。昭和一四年杭ヶ鼻堤堰付近より揚水設備により取水の際、広瀬井堰掛と堰内揚水についで紛争があり、屋ノ日取水井戸から揚水することとなり、昭和一六年固定施設により揚水利用(中略)。昭和四〇年広瀬井堰の同意を得て、広瀬井堰関係者に支障をきたさない範囲

聞取調査 小川勇氏(昭和八年生)、宮利夫氏、戸石文吉氏(明治三三年生)より

以上が芦田川本流域を中心とした水利関係の調査結果である。なお調査不十分であった世羅町管内の用水体系については、世羅町役場建設課所蔵の昭和四十二年水利調査(県提出分の控)を一覧表の形にして示して今後の調査に備えることとする。

二、芦田川流域の灌漑用水と水利慣行

	芦田川(左岸)		<p>の余水を揚水するポンプ施設設置          明治以前の古い時期に取水開始、昭和一〇年頃までは村が土俵堰の費用を負担、以後          廃止。昭和一七年コンクリート堰、取水調節自由          本用水は明治時代より重永上堰より取水、大正初期重永下堰を廃止、中堰に統合、取          水調節自由、六尺の高さに堰きあげる          古老の話に、安政年間頃は土俵を以て用水を取水、明治初年石栓を建て板張取水、大          正三年耕地整理の際改修          年代不明、昭和三〇年旧来木造堰を改修、板堰          末平の先祖が大改修、昭和二四年まで石積          日野女井堰流末、大正中期より芦田川から手押ポンプで揚水          元ため池、大正中期から手押ポンプ、昭和二〇年バーチカル。他地域の許可を得たの          は古い時代(二代前)で未詳          昭和二六年まで自然石、板、福見揚水誓約書に二番井堰より落水なき状況に到る場合          は揚水を中止する。補給用水芦田川右岸三反歩(明治以前)</p>			
<p>中原広瀬井堰用水            重永中堰            重永城ヶ鼻井堰            賀茂桑又井堰            越見前末平井堰            越見揚水機            竜田揚水機            日野女井堰</p>	<p>九ha</p>	<p>二八八ha 重永(鳥落、鳴滝、          京免、千足、城ヶ鼻、達石、盛          田、箕詰、賀茂(鯉田)用水よ          りの揚水(八帖、達石、京免、          鯉田)四ヶ所(幅二・五m、高          一・九m、ナンバ板          賀茂東一部二町六反一畝          畦梨、福貞、妙見、柳ヶ坪、小          山、末光、九町九反五畝四歩          二反三畝(個人用)          岡田、日野原、白金、福貞九町          五反一畝</p>	<p>東堰          時重井堰          乙堤          薬師井堰          二俣頭首工          桑ノ木井堰          たかはし井堰          岩崎用水          是国井手</p>	<p>左岸          左岸          左岸          左岸          左岸          右岸          右岸          右岸          左岸          左岸が主          左岸</p>	<p>本郷字広瀬一町三反一四歩          今東下流一町二反五畝          平之城五町二反六畝          本郷平帽子、寺町広瀬一・五ha          本田、小森の一部五町五反          釜田、平帽子、広瀬、川口の一          部五ha          本郷字月山、本田、今東、小森          八寺町字西福寺の一部昭和三六          年編入(一・二・四ha          一五a          二・五ha(岩鼻橋まで)</p>	<p>明治二〇年以前から申し合わせ組合          明治以前          明治初期? 水不足時には分水          練石積          明治以前          大早魃時には全部を六等分、下より四組は昼間、一日ずつで四日間、上二組は夜間一          日おき。本流中央部に七対三にわけた木製キリコを設け七を取水し、三は下の井堰の          ためおとす          年代未詳(明治以前)、昭和二年改修、日山にあり、土俵にて堰き上げ          明治以前、昭和三四年洪水に流れ、上堰、下堰の同意を得、コンクリートに復旧          明治以前、灌漑及び水車のため開鑿。自然の流れこみ、水量少なきときは古むしろ、</p>

(Ⅱ) 手網川

中堰 大前井手 田端井手	右岸 左岸 右岸	一町三反 七反歩 一八ha(出口、岩崎、月山、本森、住田)	土俵をあてる。ふつうはかけ流し、旱魃時時間給水 明治以前、湧水期土俵、水利紛争なし 明治以前、湧水期土俵、水利紛争なし 明治以前、昭和一四年旱魃の際、深谷溜池を作る。非灌漑期も水路維持のため、少量の水を流す
--------------------	----------------	-------------------------------------	--

(Ⅲ) 田打川(略)  
※ 杉安井手は揚水機との間に紛争あり(昭和三十一年)  
貞光井堰は紛争多く、昭和一五年旱魃時には水争いが極まりに達し、一番堤大平堤と貞光井堰の水堤は全て撤去

(Ⅳ) 戸張川

梅の木用水	左岸	戸張梅の木、吉舎町大字雲通固 屋原一・五六ha	明治以前 水量豊富
ドブドブ井堰	左岸	新開 三〇a	板なんばん
しんがい井堰	右岸	戸張新開 一六a	隧道取入口
せんてい井堰	左岸	〃 一九a	〃
つきまわし井堰	左岸	〃 三二a	昭和二四年改修
一丁田用水	右岸	〃	〃
河堀用水	左岸	〃	〃
寺本田井堰	右岸	五反	〃
西平用水	左岸	一四ha	〃
惣浜用水	左岸	一八a	〃
梨迫用水	右岸	六八a	隣地の苦情もなし
庄治勝用水	左岸	〃	取水地堂免
堂免用水	右岸	一・四ha	〃
大迫堰	右岸	大迫の一部一・五ha	かけ流し、水利紛争なし
いでのひら	左岸	大迫、堂免一町九畝六歩	〃
木梨堰	左岸	沖田二町一反	江戸時代初期、湧水期水番、宇鳥ノ子は直助溜池を利用
広瀬堰	左岸	平迫の一部二町六反五畝	湧水期土俵、直助溜池を利用、江戸時代初期

二、芦田川流域の灌漑用水と水利慣行

<p>宮丸堰 柴田頭首工 大地頭首工</p>	<p>右岸 右、左岸 左岸</p>	<p>瀬戸田二町八反三畝 右岸東田地区、左岸竹の鼻地先 竹の鼻三・〇ha 政国、木ノ原沖、竹の鼻、東田 三・四ha</p>	<p>江戸時代初期、直助溜池を利用 明治以前</p>
(V) 美波羅川			
<p>黄幡堰 車堰 宮本堰 野原沖揚水ポンプ 水揚げ(名無し) ダーダ堰井水路 青水堰 幸の神用水</p>	<p>左岸 " " 右岸 左岸 左岸 左岸 左岸 右岸</p>	<p>津口、小口の一部二町九反 亀尻の一部、赤坂二ha 津口、野原、蔭地一八ha 権現 瀬波戸、権現、鶴ヶ巢 三ha 二町歩</p>	<p>明治以前 大正まで水車、明治以前 明治以前、土砂堰を昭和四一年改修 昭和二二年 大正一三年、かつては深田、溜池も施設はある 明治初年までは深田 明治以前 明治以前 明治以前、取水地は岩盤で少量の石づみで取水、今一mぐらいの木材、石材使用。補給水源は直助溜池、ヒルガソウ川中有田井堰に合流</p>
(VI) 水の別れ川(水別川)・戸張川			
<p>裏の神取水口 開谷井堰 五反田井堰 木正田綿屋堰 木正田堰 近藤堰 木正田畑いで 山根用水</p>	<p>水別川 " " " " 水別川左岸 右岸 左、右岸 戸張川右岸</p>	<p>安田字五反田二八〇a 二反五畝 六九a 三・二a 五反 六八a</p>	<p>注水口ヒルガソウ川 明治以前 " " " " " " 岩盤上へのづら石 明治初年、開田と同時、道場溜池より番水、元は二戸、昭和三〇年新規加入の二戸は溜池渇水時には灌水できない条件で加入 明治以前</p>

(Ⅶ) 黒瀨川・安田川

仁反田井手	黒瀨川左岸	徳市宮沖五〇a	明治以前、土、石
福永井堰	左岸	宮沖、田幸、為常三九〇a	全部堰きあげる
清住井堰	左岸	宮沖上側六五a	ふだん石づみ、濁水時砂または土
重友(関係)用水	左岸	二〇〇a	水利紛争なし
仁反田口頭首工(野田取水口)	左岸	五〇a	江戸時代末期
下山頭首工山下取入口	右岸	六〇a	明治以前
名称なし	左岸	二反歩	明治以前
森重堰(落合取水口)	右岸	一八a	
増都田取水口	右岸	一〇〇a	
石田頭首工(山野取水口)	右岸	目谷中心一〇ha	明治以前、水利紛争なし
大道平井堰中ぞ取水口	右岸	右岸一〇a	明治初年、水利紛争なし
貞常一号頭首工(反原取水口)	右岸	二五a	
二号頭首工(反原取水口)	右岸	三ha	明治以前
魚切頭首工	右岸	二〇ha	
馬橋頭首工	左岸	五ha	
和田頭首工(正田)	右岸	仁の田、大本平、溝上一部一町	
政成井堰	右岸	三反六畝	
下井堰	右岸		
森光井手	安田川		江戸時代

※ 以下は追加資料か

平田堰 戸張川(平田、かさま、平原二ha)、車堰 戸張川(左岸四反、水車あり明治以前) 昭和二七年タービンポンプ(芦田川)、昭和三年日南用水組合、昭和三五年三郎丸揚水三百せきの了解、昭和二年郷水利組合、芦田川左岸二町、昭和二四年水越揚水機(芦田川左岸)、宮の下揚水機(同)、堀越揚水機(同)、昭和二七年中島揚水機(芦田川左岸)、政信揚水機(同) (以下略す)

昭和三年農業用水利用現況調査（抜粋）

平ノ城川、平ノ城、岸田五反、柳草六反、一本杉三町二反、梶原竹の下二町七反（無名）、一町二反、本郷、しゃくわ二四町、わりひめ三町、新池五町二反、岩岡六反、東久保二町、宮野三反五畝、黒瀬川、魚切上、下、反原上、下、仲曾、目谷右カ谷、そうず、森清、新開上、下、仁反田、重友、石木屋、福永、山根、大城根、前野広（以下略）

## ま と め

以上みてきた用水路のあり方、水利慣行のあり方を通じて、次のようなことが指摘できよう。

(一) 芦田川本流から直接引水する用水は近世中期に改修されて今日的形態になった。それ以前には水路はあっても規模が小さかったと考えられる（羽場先井手）。また改修後であっても本流からの用水は概して不安定で、近世後期にいたっても洪水の都度、相当な水損田が生じている（広瀬井手）。最大の支流矢多田川からの三井手間の水利慣行が文政年間に成立しているように、芦田川本流域の水利が安定し、明治・大正期にみられた水利が確立されるのは近世後期以降であろう。

(二) 芦田川支流の中小河川を水源とする用水の中にも、山田川から引水し桑原を灌漑する山の神井手のように文政以降に作られたと考えられるものが少なからずある。

(三) 中小河川を水源とする谷田地域は中世にはある程度まで開発が終了していたが、近世には溜池の築造等により、谷田周辺の小尾

根先端、台地状地形にも開発が及び、高燥地が水田化された（佐桑池の事例）。

(四) したがって中世的景観を復原するにあたっては、芦田川本流域については中世における大規模用水といえるようなものの存在は考えにくく、仮に芦田川から引水する用水が存在していたとしても、近世後期のものと較べればはるかに引水能力も弱く、かつ不安定なものであったということ、および桑原の芦田川左岸台地、平之城の西方台地のように、近代に美田であった地域も中世から近世中期までは、畑地ないし未墾地であったということを前提として、復原作業を行なう必要があるだろう。

さて本稿でははじめに近世の村の姿を復原したのち、中世の荘園村落像に迫りたいとした。近世の村の姿については検地帳、<sup>(当)</sup>頭名帳、村明細帳等もあり、ある程度まではその骨格復原と肉付けを行なうことができた。今回不十分だった点についてもこれらの文献をさらに精査し、現地調査を精密に行なうことによって、より正確な近世の村の姿の復原は可能になるはずである。本調査は近世についていえば今後も調査が継続して行なわれることを前提とするならば、第一段階としては一応意味のある調査だったと考える。

それでは中世の村の姿の復原についてはいかなものだったろうか。既に述べたように伊尾村の場合、上原村や寺町村のような在地の状況を知り得る中世史料がない。正確な復原という点では著しい困難があるが、しかしながらそれでは本稿における当初の目的、及び本共同研究における目的をはたしたことはなるまい。そこで本報告書九集石造遺物調査をもふまえつつ、あえて絵をかくつもりになって、中世伊尾村の荘園景観について素描を試みることにしたい。

まず太田莊桑原方の語原となった桑原一帯をみよう。中世の桑原には現在の水田面積の半分も水田はなく、特に今日山の神井手がかかりとなっている芦田川左岸は殆どが畠であった。但し本郷や谷、鳳林寺谷、しょう田谷等には谷田ヤタがあつて、谷ごとに国宗名、光末名等の名主屋敷があつたほか、有宗名、行守名等があつた。

桑原の南方近森には片田川から引水する小規模な用水によって、わずかな水田が存在し、近守名、末正名、次郎丸名等の屋敷、名田があり、大仙神社や天王がそれぞれの名主屋敷の周囲に祭られている。た。

高田には芦田川本流から取水する、今日とは異なる小規模な井手があつて水田が開かれ、貞宗名、光清名、末国名、国守名、末時名等があり、名主屋敷周辺に大將軍だいじょうぐんが祭られていたほか、ゴデンジ近

辺に堂もあつて、堂のまわりに堂免、修理免などの免田があつた。

寄末、高村には水田は少なく畠地が多かつたが、今日とは別な小規模な用水があり、芦田川から取水してわずかな水田を養っていた。ここには伊尾村の総鎮守井原八幡神社があり、隣接して尾首城が置かれ、伊尾・本郷間大道の見張台となつていた。薬師堂には五輪塔群があり、周辺に依末名、吉弘名、高村には守清名、末元名等があつた。

次に甲斐村はいくつかの谷田があり、四郎丸名、国実名、清光名、為久名等の名主や作人の屋敷がそれぞれの谷ごとに何戸かずつ点在していた。矢多田川と芦田川本流の合流点一帯は氾濫原であり、耕地は殆どなかったが、桑原から下津屋への大道が矢多田川を渡る「渡り」の近くに市場があつて、市の開かれる日には物資の集積と人々でにぎわつた。

本地は現在安楽坊のある谷に水田があるほかは畠が多かつたが、矢多田川から水を取る用水も、今日とは別形態の短いものであつたが作られていた。名は依遠名、兼清名、光守名等があり、特に依遠は本地唯一の安定水田である谷田の出口にあつて、中心的位置にあり、産土神の天神社もここに祭られていた。

下津屋は伊尾では最も宗教的環境を備えた地域であり、地頭氏寺(十二坊)の周辺には地頭寄進になる宝篋印塔をはじめ多数の石塔

が乱立し、また経塚も造られていた。山麓には多数の塔頭があった。水田は権現山の本谷の谷水を利用した迫田が中心で、その下部には修理免等の免田が多くあった。(勿論にいや井手は存在していない。)

本流々域を離れた山田谷、片田谷、そして上組の谷の景観は谷水田であり、若干の水田領域の差異はあったが、景観そのものは今日とよく似たものであった。片田谷の貞清名、草田の成末名等があったが、平坦部のような石造物の造立はあまり行なわれなかった。

伊尾の中心はやはり桑原から甲斐村にかけての一带であったように、おそらく地頭の屋敷もこの地に営まれたものと考えられよう。

以上が本調査を一旦終了した結果、復原し得た中世太田荘伊尾村の景観である。

### 註

- (1) 関東大震災に焼失したため昭和一四年に復刻された孔版プリント本(農林水産省図書館蔵)を利用した。
- (2) これらの井手名については人によって呼称が異なることがあり、さらなる精査が必要と考えている。
- (3) 古屋は甲斐村の屋号で、門藤幹夫氏所蔵絵図でも浄鏡寺の北東の谷に古屋荒神が画かれているが、木香川流域ではなく矢多田川に面する小谷である。
- (4) 下津屋の芦田川左岸、現在数となっている部分はかつては水田で、たんぼと呼ばれていた。

(5) 「吉水」という用語は大和国能登岩井川等に関して『大乘院寺社雜事記』にも登場している。近江国高時川には天文二四年の切水にかかわる一連の史料があるが(高島緑雄「近世的用水秩序の形成過程」△『駿台史学』三九〇)、この切水は渴水の意である。『日本国語大辞典』などでは『寺社雜事記』の記述によって、吉水を吉祥の水と解しているが、これは転義で、元来吉水(切水)とは減水、渴水およびそれより生じる時間制限水をさすことばだったと思われる。

(文化庁文化財保護部記念物課)



the water right. It is thought that such difference occurred when the newly developed lands were discriminated against the existing lands in the process to expand the irrigation channels. Since some of the irrigation facilities having such customs were constructed using a high level of technique and were large-scaled, it is assumed that many of the irrigation facilities in the basin of the Ashida River were expanded in the recent times and modern ages, and thus most of the irrigation facilities constructed in the earlier periods (in the middle ages) were small-scaled.

## Villages in the Basin of the Ashida River

HATTORI Hideo

The report is divided into the first half (“myō” of the recent times-restoration of place names) and the latter half (restoration of irrigation in the recent times and modern ages). In the first half, the report takes up Io village which was the center of Kuwahara - kata in Ôta - no - shô and attempts are made to restore the place names mentioned in the land survey register of the recent times, i. e. , the land survey register of Io village in Kansei period, and to restore “tômyô” mentioned in the “o-tômyô” book of Ibara Hachimangu, the village shrine of Io village in the Bunka ~ Kôka periods. This work, at first hand is the restoration of the true picture of the village in the recent times. As the examples of Nishi-uehara village by the preceding studies show, there are many cases that the names of the recent times inherited the names of the middle ages in some form or other. Through the restoration of place names and other names, considerations are made to the distribution of names, how the trade and commerce were conducted at the market and “watari”, and what the shrines, temples and houses were like.

In the latter half, the irrigation customs are restored in the villages on the basin of the Ashida River. Mainly, attempts are made for restoration of the customs mentioned in the survey reports of the Agriculture and Commerce Ministry in Taishô period. Also, the customs of the villages not mentioned in the above survey reports are restored. Investigations are made on the relations, etc. of Sakuwa pond that irrigates Ôta-kata, Hirose sluice that irrigates Nishi-uehara, Yamanokami sluice that irrigates Io Kuwahara, Takagi sluice that irrigates Takagi and Takada (Yorisue), Saibara and Niiya sluices that draw water from the Yatada River and irrigate Honji and Shimotsuya and Kaimura sluice on the other side of the river. Although the complicated irrigation customs in order to distribute water equally were stipulated for these sluices, it is confirmed that in some places there was a difference in strength concerning